

2025



京都の

労働災害の現状

京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上死傷者数を減少させる（令和4年確定値）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

— 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて —

京都労働局

令和7年5月



は し が き

労働災害による死亡者数は、多くの関係者の努力により、長期的には減少し、京都府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回っています。

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年の約6,200人から減少し、平成20年以降は2,500人前後で推移してきましたが、近年は増加傾向にあります。

令和6年の労働災害による死亡者数は、全産業で**5人**となり、前年の17人と比べて12人減少しました。また、休業4日以上之死傷者数は、新型コロナウイルス感染関連の労働災害201人を除くと**2,560人**となり、前年比-112人、4.2%減少しています。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和6年は**60.59%**（対前年比**0.56**ポイント減少）と全国平均値**59.44%**を上回り、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移しています。

本年度は、「京都労働局 第14次労働災害防止推進計画」（令和5年度～令和9年度の5年間）の3年目となります。計画の目標では、令和5年から令和9年までの5年間の死亡者数合計を52人以下とし、令和4年と比較して令和9年の死傷者数を減少させるとしています。

1年目から目標の達成が厳しい状況となっており、**労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて**、同計画の定める「8つの重点対策」である

- ①「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」
- ②「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」
- ③「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」
- ④「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」
- ⑤「個人事業主等に対する安全衛生対策の推進」
- ⑥「業種別の労働災害防止対策の推進」
- ⑦「労働者の健康確保対策の推進」
- ⑧「化学物質等による健康障害防止対策の推進」

と、重点対策における取組の進捗状況を確認する「アウトプット指標」及びその取組の成果として期待される事項の達成目標となる「アウトカム指標」を設定して、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画的に推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去67年（昭和33年～令和6年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成27年～令和6年）	4, 5
3	令和6年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	監督署別（対前年比較）棒、円グラフ	7
3-3	監督署別（業種別）	8
3-4	業種別・事故の型別	9
3-5	業種別・起因物別	10
3-6.7	事故の型別・起因物別（円グラフ）	11
3-8.9	重点業種別、事故の型別・起因物別（棒グラフ）	12
3-10.11	事業場規模別・年齢別（棒グラフ）	13
3-12	高齢労働者の労働災害発生状況	14, 15
4	死亡災害の推移 過去67年（昭和33年～令和6年）	16
5	令和6年 死亡災害発生状況（対前年比較）	17
6	令和6年 死亡災害一覧	18

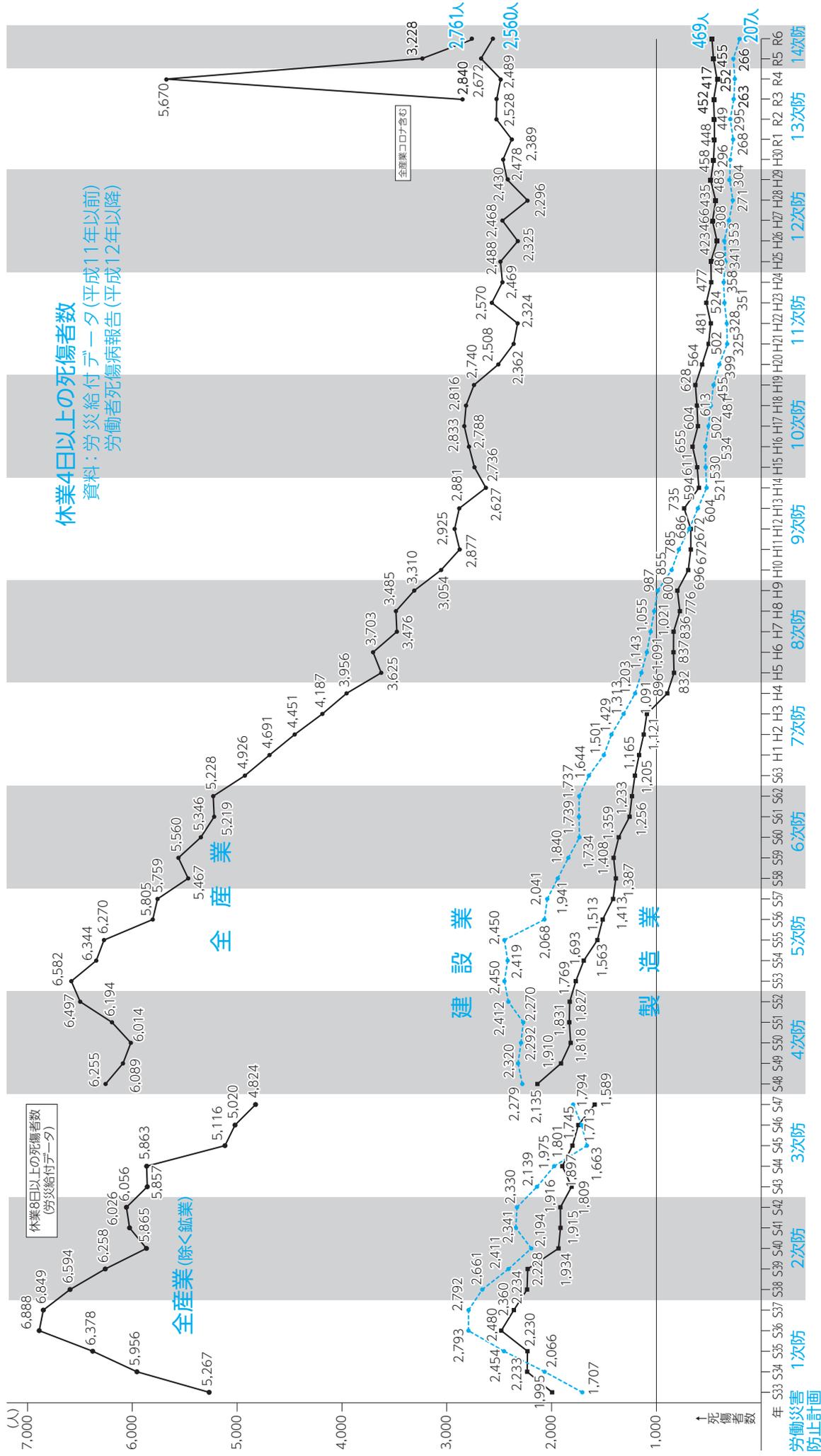
健康確保関係

7	令和6年 定期健康診断実施状況（業種別）	19
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（%）等の推移（過去20年間）	20
8-2,3	業種別・健診項目別有所見率（令和6年）	21
9	令和6年 特殊健康診断実施状況（対象業務別）	22
10	令和6年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	23

参考資料

11	労働安全衛生法関係の一部の手続の電子申請が義務化されています	24
12	京都労働局第14次労働災害防止推進計画の概要	25, 26
13	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	27
14	SAFEコンソーシアム・SAFEアワードのご案内	28
15	労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう	29, 30
16	高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要	31, 32
17	外国人向け安全衛生教材を労働災害防止にご活用ください	33
18	「治療と仕事の両立支援」を進めるための4つのポイント、 「治療を続けながら働く人を応援する事業者の皆様へ」	34～36
19	産業保健活動総合支援事業のご案内	37
20	ストレスチェックを適切に実施しましょう	38, 39
21	建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されています	40
22	化学物質リスクアセスメント等の対象となる物質が追加されます	41
23	職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日施行）	42
24	STOP！熱中症クールワークキャンペーン	43

1 労働災害発生状況の推移 1次防から過去67年（昭和33年～令和6年）



労働災害
防止計画

2-1 年別・業種別 労働災害発生状況(平成27年～令和元年)

京都労働局

業 種	年 別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全 産 業		2,468 ㉔	2,296 ㉑	2,430 ㉒	2,478 ㉓	2,389 ㉕
製 造 業		466 ㉖	435	483 ㉗	458 ㉘	448 ㉙
食 料 品 製 造 業		132 ㉚	143	151	153	148
繊維工業・繊維製品製造業		22	15	26 ㉛	15	25
木材・木製品・家具等製造業		22 ㉜	19	27	18	14
パルプ・紙・印刷・製本業		31	29	39	26	29 ㉝
化 学 工 業		30	20	24	29	30
窯業土石製品製造業		18	18	16 ㉞	13	10
鉄鋼・非鉄金属製造業		19	15	9	11	16
金 属 製 品 製 造 業		63	54	63	46	58
一般機械器具製造業		47	23	37	45	44
電気機械器具製造業		21	30	27	28	30
輸送用機械等製造業		16	13	18	21 ㉟	13
電気・ガス・水道業		5	4	0	2	2
その他の製造業		40	52	46	51	29
鉱 業		5 ㊱	3	8	2	1
建 設 業		308 ㊲	271 ㊳	304 ㊴	296 ㊵	268 ㊶
土 木 工 事 業		69 ㊷	47 ㊸	67 ㊹	50 ㊺	48 ㊻
建 築 工 事 業		204 ㊼	170 ㊽	187 ㊾	202 ㊿	160 ㊿
木造家屋等建築工事業		57 ㊿	57	45	57	33 ㊿
その他の建設業		35	54	50 ㊿	44	60
運 輸 業		426 ㊿	410 ㊿	412 ㊿	430 ㊿	369 ㊿
鉄道等・道路旅客運送業		141 ㊿	156	135 ㊿	129	117 ㊿
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		283 ㊿	252 ㊿	275 ㊿	300 ㊿	250
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	2	1	2
農林・畜産・水産業		75 ㊿	73 ㊿	65	77	64
林 業		37 ㊿	36 ㊿	26	30	26
商 業		339 ㊿	336 ㊿	331 ㊿	363 ㊿	358 ㊿
小 売 業		259 ㊿	232 ㊿	257 ㊿	248 ㊿	254 ㊿
金 融・広 告 業		28	22	22	23	32
保 健 衛 生 業		294	276	272	288	317
社 会 福 祉 施 設		225	216	211	214	232
接 客 娯 楽 業		206	176 ㊿	187	223	194
旅 館 業		48	37	42	43	38
飲 食 店		123	117 ㊿	118	136	114
ゴ ル フ 場 の 事 業		12	14	9	15	18
清 掃・と 畜 業		129	126	153 ㊿	121	119 ㊿
ビルメンテナンス業		71	53	72 ㊿	55	53
産業廃棄物処理業		22	35	30	30	27 ㊿
そ の 他		192	168	193 ㊿	197	219 ㊿
警 備 業		40	31	28 ㊿	32	32 ㊿

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2-2 年別・業種別 労働災害発生状況(令和2年～令和6年)

(令和3年以降は、新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業 種	年 別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 産 業		2,528 ⑨	2,528 ⑮	2,489 ⑩	2,672 ⑰	2,560 ⑤
製 造 業		449 ①	452 ②	417	455 ⑤	469 ②
食 料 品 製 造 業		150	139	148	156 ②	179
繊維工業・繊維製品製造業		8	12	22	19	14
木材・木製品・家具等製造業		25	22	11	21	16
パルプ・紙・印刷・製本業		22	35 ①	25	47	24
化 学 工 業		31	21	33	32	29 ①
窯業土石製品製造業		14	18	7	14	12
鉄鋼・非鉄金属製造業		12	11	11	10	17
金 属 製 品 製 造 業		60	56	46	55 ②	47
一般機械器具製造業		42 ①	56	41	29 ①	40
電気機械器具製造業		25	23	13	25	32
輸送用機械等製造業		9	12	15	5	11
電気・ガス・水道業		4	3	2	2	1 ①
その他の製造業		47	44 ①	43	40	47
鉱 業		6 ①	3 ①	2	1	4
建 設 業		295 ②	263 ①	252 ⑤	266 ③	207
土 木 工 事 業		62 ①	47	53 ②	47	31
建 築 工 事 業		169 ①	161	163 ③	132 ③	125
木造家屋等建築工事業		42	35	33 ①	42	32
その他の建設業		64	55 ①	36	87	51
運 輸 業		378 ②	402 ①	411	403 ④	366 ②
鉄道等・道路旅客運送業		74	77	76	86 ②	84
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		303 ②	325 ①	332	316 ②	276 ②
その他の運輸交通・港湾運送業		1	0	3	1	6
農林・畜産・水産業		62	59 ①	58 ①	68 ①	58
林 業		23	20 ①	19	25 ①	19
商 業		369 ②	387 ②	371 ①	413 ②	411
小 売 業		253 ①	297 ①	281 ①	301 ①	296
金 融・広 告 業		32	26	23	19	21
保 健 衛 生 業		459 ①	424	389	435 ①	411
社 会 福 祉 施 設		317 ①	322	272	347	304
接 客 娯 楽 業		171	177	197	232	243
旅 館 業		28	33	37	57	57
飲 食 店		113	105	118	138	142
ゴルフ場の事業		13	20	19	17	12
清 掃・と 畜 業		117	118 ③	154 ②	172	151 ①
ビルメンテナンス業		70	75 ①	82	106	81 ①
産業廃棄物処理業		21	25 ②	28 ①	23	35
そ の 他		190	217 ④	215 ①	208 ①	219
警 備 業		46	48 ③	35	31	28

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 令和6年労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業 種	年 別	休業4日以上之死傷災害				死 亡 災 害		
		6年	5年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	6年	5年	対前年 増 減
全 産 業		2,560	2,672	-112	-4.2	5	17	-12
製 造 業		469	455	14	3.1	2	5	-3
食 料 品 製 造 業		179	156	23	14.7		2	-2
繊維工業・繊維製品製造業		14	19	-5	-26.3			
木材・木製品・家具等製造業		16	21	-5	-23.8			
パルプ・紙・印刷・製本業		24	47	-23	-48.9			
化 学 工 業		29	32	-3	-9.4	1		1
窯業土石製品製造業		12	14	-2	-14.3			
鉄鋼・非鉄金属製造業		17	10	7	70.0			
金属製品製造業		47	55	-8	-14.5		2	-2
一般機械器具製造業		40	29	11	37.9		1	-1
電気機械器具製造業		32	25	7	28.0			
輸送用機械等製造業		11	5	6	120.0			
電気・ガス・水道業		1	2	-1	-50.0	1		1
その他の製造業		47	40	7	17.5			
鉱 業		4	1	3	300.0			
建 設 業		207	266	-59	-22.2		3	-3
土 木 工 事 業		31	47	-16	-34.0			
建 築 工 事 業		125	132	-7	-5.3		3	-3
木造家屋等建築工事業		32	42	-10	-23.8			
その他の建設業		51	87	-36	-41.4			
運 輸 業		366	403	-37	-9.2	2	4	-2
鉄道等・道路旅客運送業		84	86	-2	-2.3		2	-2
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		276	316	-40	-12.7	2	2	
その他の運輸交通・港湾運送業		6	1	5	500.0			
農林・畜産・水産業		58	68	-10	-14.7		1	-1
林 業		19	25	-6	-24.0		1	-1
商 業		411	413	-2	-0.5		2	-2
小 売 業		296	301	-5	-1.7		1	-1
金 融・広 告 業		21	19	2	10.5			
保 健 衛 生 業		411	435	-24	-5.5		1	-1
社 会 福 祉 施 設		304	347	-43	-12.4			
接 客 娯 楽 業		243	232	11	4.7			
旅 館 業		57	57	±0	-			
飲 食 店		142	138	4	2.9			
ゴルフ場の事業		12	17	-5	-29.4			
清 掃・と 畜 業		151	172	-21	-12.2	1		1
ビルメンテナンス業		81	106	-25	-23.6	1		1
産業廃棄物処理業		35	23	12	52.2			
そ の 他		219	208	11	5.3		1	-1
警 備 業		28	31	-3	-9.7			

※休業4日以上之死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

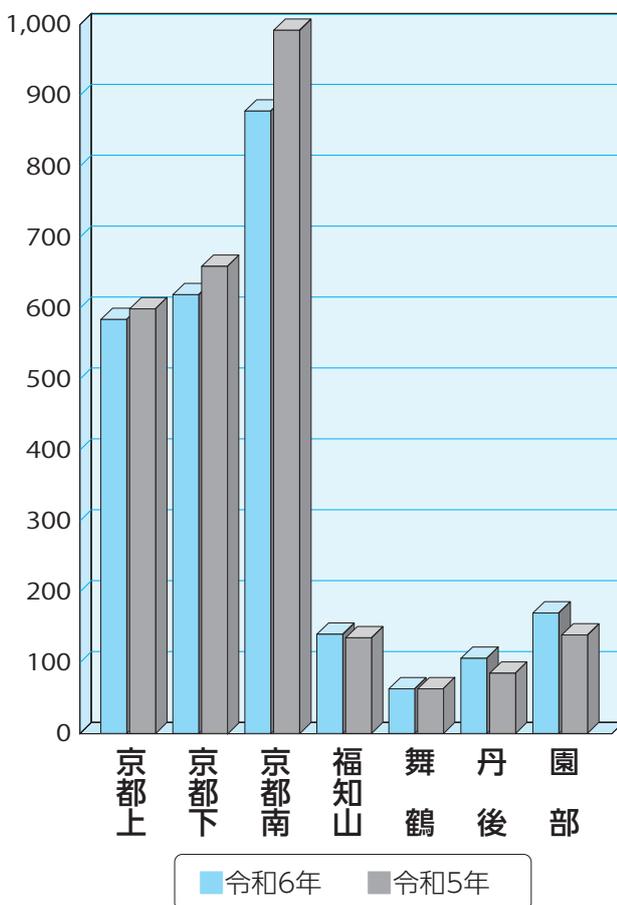
(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

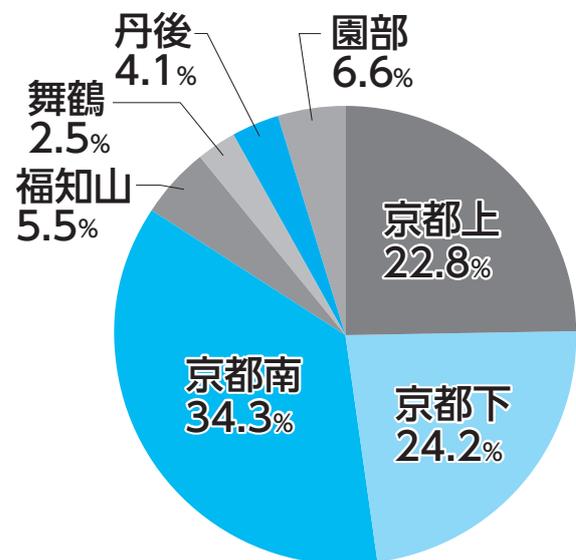
年別 署別	休業4日以上の死傷災害								
	令和6年			令和5年			増減数・率		
	死傷災害	死亡災害	構成比(%)	死傷災害	死亡災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)	
京都労働局	2,560	5	100.0%	2,672	17	100.0%	-112	-12	-4.2%
京 都 上	584		22.8%	599	3	22.4%	-15	-3	-2.5%
京 都 下	619		24.2%	659	2	24.7%	-40	-2	-6.1%
京 都 南	878	3	34.3%	992	8	37.1%	-114	-5	-11.5%
福 知 山	140		5.5%	135		5.1%	5		3.7%
舞 鶴	63	2	2.5%	63		2.4%		2	
丹 後	106		4.1%	85		3.2%	21		-24.7%
園 部	170		6.6%	139	4	5.2%	31	-4	-22.3%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

監督署別 対前年比較



令和6年 監督署別 発生割合



3-3 令和6年 京都府内の監督署別・業種別 労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業 種	年 別	休業4日以上の死傷災害							
		京都局	京都上	京都下	京都南	福知山	舞鶴	丹後	園部
全 産 業		2,560	584	619	878	140	63	106	170
製 造 業		469	34	93	213	38	9	26	56
食 料 品 製 造 業		179	11	36	90	11	3	5	23
繊維工業・繊維製品製造業		14	4		5	2		2	1
木材・木製品・家具等製造業		16	2	2	2	3		2	5
パルプ・紙・印刷・製本業		24	1	8	13				2
化 学 工 業		29	2	2	14	2		4	5
窯業土石製品製造業		12		2	4	1	1	4	
鉄鋼・非鉄金属製造業		17		1	6	3	2	2	3
金 属 製 品 製 造 業		47	1	12	21	4		4	5
一般機械器具製造業		40	5	10	17	3	1		4
電気機械器具製造業		32	3	5	11	7		1	5
輸送用機械等製造業		11	1	6	3	1			
電気・ガス・水道業		1					1		
その他の製造業		47	4	9	27	1	1	2	3
鉱 業		4	1		1	1			1
建 設 業		207	53	55	59	15	3	10	12
土 木 工 事 業		31	2	5	12	3		5	4
建 築 工 事 業		125	48	32	30	8		2	5
木造家屋等建築工事業		32	21	4	5	1			1
その他の建設業		51	3	18	17	4	3	3	3
運 輸 業		366	62	68	180	20	16	5	15
鉄道等・道路旅客運送業		84	37	32	6	4	1		4
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		276	24	34	174	15	13	5	11
その他の運輸交通・港湾運送業		6	1	2		1	2		
農林・畜産・水産業		58	12	1	11	8	1	11	14
林 業		19	4			3	1	3	8
商 業		411	92	133	118	21	12	11	24
小 売 業		296	83	79	79	16	10	9	20
金 融・広 告 業		21	8	10	2		1		
保 健 衛 生 業		411	135	100	116	16	7	17	20
社 会 福 祉 施 設		304	103	71	77	14	4	16	19
接 客 娯 楽 業		243	72	67	69	3	2	15	15
旅 館 業		57	21	21	1		1	9	4
飲 食 店		142	44	40	49	1	1	3	4
ゴルフ場の事業		12	1		6				5
清 掃・と 畜 業		151	48	50	33	8	5	2	5
ビルメンテナンス業		81	36	32	9	3			1
産業廃棄物処理業		35	1	4	23	1	2	2	2
そ の 他		219	67	42	76	10	7	9	8
警 備 業		28	4	5	14	1		4	

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。

3-4 令和6年労働災害発生状況 業種別・事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業種	事故の型	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	こぼれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物の接触等	感電	爆裂	火災	(交通)事故 (道路)	(交通)事故 (その他)	無理な動作・ 無動作の反動	その他	分類不能	合計	
																						377	634
全産業		45	98	20	30	5	17	118	32	1	14	4	4	8	3	2	181	2	496	41	3	2560	201
製造業		45	98	20	30	5	17	118	32	1	14	4	4	8	3	2	181	2	496	41	3	2560	201
食料製造業	14	49	6	12	1	6	48	9	9		6	2			1	1	9	1	70	3	1	469	3
繊維工業・繊維製品製造業	3	6					5												24	1		179	1
木材・木製品・家具等製造業	1	3		1	1	1	2	1	4	1									2			14	0
パルプ・紙・印刷・製本業	5	2	1	1	1	1	7				2						1		3			16	0
化学工業	2	6		2			7		1		4	1			1		1		3		1	24	0
窯業・土石製品製造業	4			1			5												1			29	1
鉄鋼・非鉄金属製造業	1	3		3			7		1		1								1			12	0
金属製品製造業	5	5	5	4	1	2	9	6	6			1					1	1	7			47	0
一般機械器具製造業	4	7	3	1	1	2	8	2	2								1	1	11			40	0
電気機械器具製造業	2	8	2			1	5	4	4		1							8	8	1		32	0
輸送用機械等製造業	1	2	1	1			1	2	2									2	2	1		11	0
電気・ガス・水道業							1															1	0
その他の製造業	3	7	2	4		1	15	3	3								3		9			47	1
鉱業		1					1	2														4	0
建設業		71	19	8	23	5	8	24	20	2	11						2		13	1		207	0
土木工事業	8	1		5			1	4	1		7								4			31	0
建築工事業	44	14	6	12	5	5	6	13	14	2	1						1		6	1		125	0
木造家屋等建築工事業	11	2		5	2	1	4	5	1										1			32	0
その他の建設業	19	4	2	6			1	7	5		3						1		3			51	0
運輸業		72	66	19	10	3	22	22	7		3	1					51		85	4	1	366	0
鉄道等・道路旅客運送業	4	17	4				3		1								33		20	2		84	0
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	68	47	15	10	3	22	19	5	5		3	1				18		62	2	1	276	0	
その他の運輸交通・港湾運送業		2							1										3			6	0
農林・畜産・水産業		7	4	2	10	1	3	7	11		3						2		7	1		58	0
林業	1	3	1	4	1	1	2	1	3										2	1		19	0
小売業		56	130	12	11	5	17	18	19		14					1	31		92	5		411	0
商業	35	97	10	8	3	9	10	15	15		12					1	19		75	2		296	0
金融・広告業	3	7															8		3			21	0
保健衛生業	26	128	27	3		14	8	7	7		4	1					40	1	130	22		411	197
社会福祉施設	20	87	18	1		10	5	6	6		3	1					30	1	106	16		304	93
接客娯楽業	26	64	10	6	2	7	9	38	38		29	1			1	10		35	3	1	243	0	
旅館業	11	20	3	1	1	1	2	3	3		1						2		11	1		57	0
飲食店業	4	34	5	2		2	5	33	33		28				1	1	8		18	1		142	0
ゴルフ場の事業	1	3	1			1	2	2	2										3	1		12	0
清掃・と畜業	34	46	7	7	2	4	11	2	2	1	3				1		7		25			151	0
ビルメンテナンス業	17	38	6		2	1	4	4	4		1						1		11			81	0
産業廃棄物処理業	8	3	1	4		2	4	2	2	1	1						2		6			35	0
その他の業	37	71	12	5	1	7	11	10	10		5	1				21		36	2		219	1	
警備業	3	15				1	2	2	2		4					1		2	2			28	0

資料：休業4日以上の死傷者数は労働者数は労働者死傷病報告による。

3-5 令和6年労働災害発生状況 業種別・起因物別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

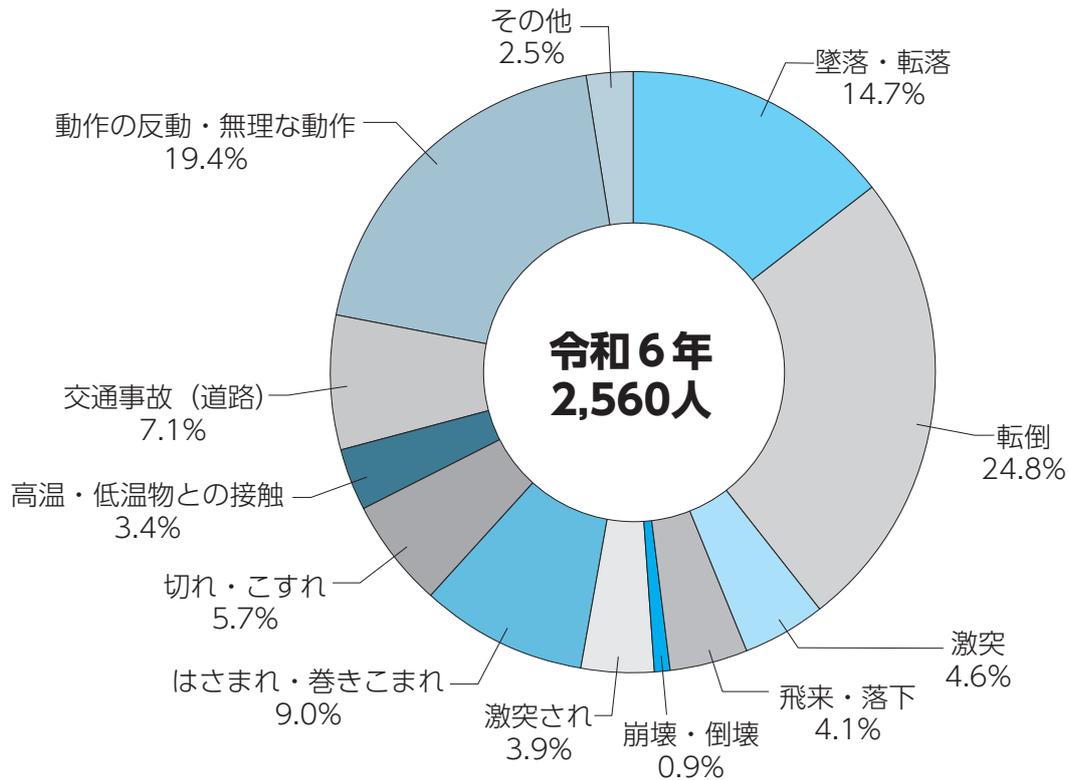
京都労働局

業種	起因物	動力機械										物上り装置・運搬機械										その他の装置等										構築物・建築物等	物質・材料			環境等	起る原因	分類不能	合計							
		原動機		機動力伝導機構等		機金属加工用機械等		機一般動力機械等		伐出機・系木材料		小計		ク動機・搬送機等		動力運搬機		乗物		小計		化学設備		溶接装置		炉・窯等		電気設備		工具機械等			用人力		用器・設備					小計		有危険物等		小計		
		機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機		機	機	機					機	機	機	機	機	機	機
全産業		4	26	26	30	121	207	25	187	212	424	3	5	4	208	225	81	526	787	13	93	106	161	84	44	219	2	2560																		
製造業		1	8	2	27	69	107	6	31	11	48	1	4		37	34	26	102	118	4	35	39	28	3	4	20		469																		
食品製造業																																														
繊維工業・繊維製品製造業						33	33	10	10	11	11		1		23	10	10	44	60	2	5	7	15	1	3	5		179																		
木材・木製品・家具等製造業						5	5	1	1	1	2					1	1	1	4				1			1		14																		
パルプ・紙・印刷・製本業						7	7	2	2	1	3					2	2	2	6	2			2			2		16																		
化学工業						6	6	1	1	1	1												5			1		24																		
窯業・土石製品製造業						6	7	1	1	1	2		2		2	2	3	7	6	1			3			2		29																		
鉄鋼・非鉄金属製造業						2	2	3	3	1	4		1		1	1	1	3	3				4			2		12																		
一般機械器具製造業						11	12	2	2	2	4				2	3	1	2	4				1			2		17																		
電気機械器具製造業						5	8	4	4	1	5				2	5	3	11	9				10			2		47																		
輸送用機械等製造業						4	9	1	1	1	1				1	2	1	4	11				2			1		40																		
電気・ガス・水道業						1	3	1	1	1	1					2	2	2	2				1			1		32																		
その他の製造業						7	7	6	4	10	10				6	4	2	12	9				3			3		47																		
鉱業						1	3	1	1	1	1																	4																		
建設業						12	38	7	12	2	21				8	24	2	34	61				30			1		207																		
土木工事業						3	6	2	4	6	6				2	2	2	5	2				4			1		31																		
建築工事業						7	24	4	3	1	8				5	16	21	45	19				19			3		125																		
木造家屋等建築工事業						2	9	1	4	5	11				1	4	5	11	6				6			1		32																		
その他の建設業						2	8	1	5	1	7				1	8	2	11	11				7			7		51																		
運輸業						4	5	3	96	48	147				41	21	5	67	89				33			2		366																		
鉄道等・道路旅客運送業						1	2	2	2	39	41				3	1	4	24					3			10		84																		
道路貨物運送・陸上貨物取扱業						3	3	3	93	8	104				38	19	4	61	64				1			2		276																		
その他の運輸交通・港湾運送業						1	1	1	1	1	2					2	2	1					1			6		6																		
農林・畜産・水産業						5	13	4	4	1	5				4	5	9	9	6				4			16		58																		
林業						1	7	1	1	1	1					2	2	2					1			9		19																		
小売業						16	20	3	18	32	53				1	50	39	14	105	134			9			4		411																		
金融・広告業						12	14	2	4	24	30				35	27	13	76	96				5			2		296																		
保健衛生業						1	1	1	1	60	61				1	19	24	17	62	123			1			30		411																		
社会福祉施設						1	1	1	1	43	44				1	14	16	15	47	81			1			23		304																		
接客娯楽業						9	9	2	2	13	17				1	19	41	15	77	85			3			16		243																		
旅館						1	1	1	1	2	4				3	6	1	10	34				1			4		57																		
飲食店						7	7	1	1	9	10				1	16	32	11	61	38			2			8		142																		
ゴルフ場の事業						2	2	2	2	2	2					1	1	1	3				1			3		12																		
清掃・と畜業						3	6	20	8	28	28				8	18	1	27	68				3			1		151																		
ビルメンテナンス業						4	4	4	4	4	4				5	12	1	18	53				2			3		81																		
産業廃棄物処理業						2	5	10	10	11	11				3	3	3	6	5				1			1		35																		
その他の業						2	5	3	3	27	33				1	22	18	1	42	94			1			2		219																		
警備業						1	1	2	2	2	2					1	1	1	16				3			4		28																		

資料：休業4日以上の死傷者数は労働者数は労働者死傷病報告による。

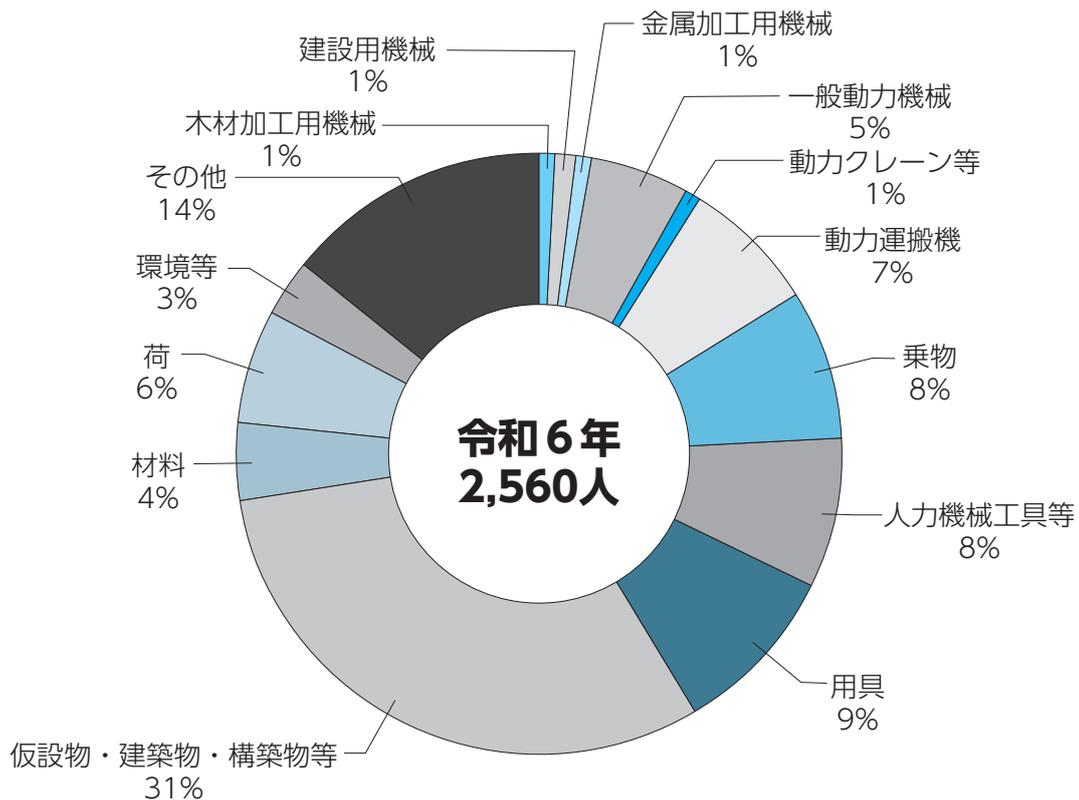
3-6 令和6年 労働災害発生状況 事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)
(全産業 2,560人)



3-7 令和6年 労働災害発生状況 起因物別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)
(全産業 2,560人)

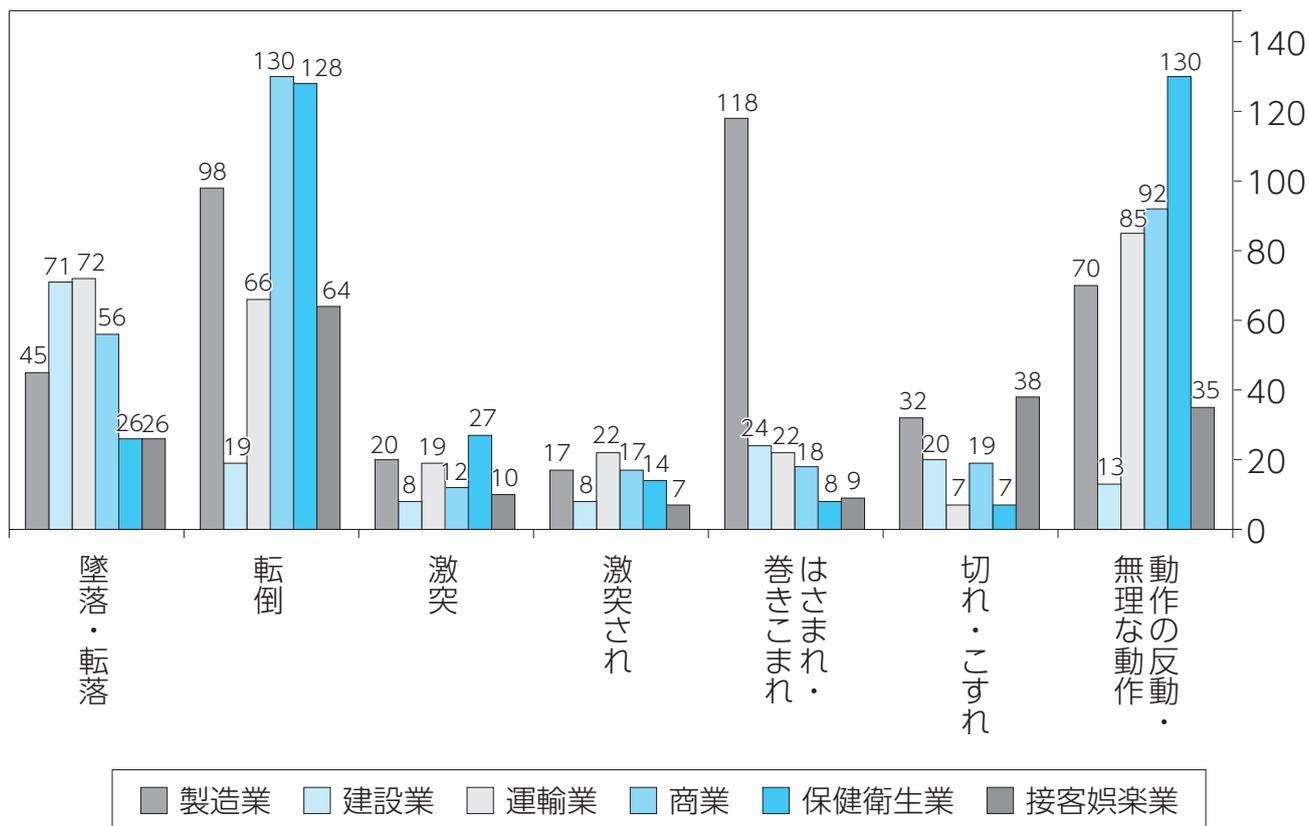


資料：休業4日以上死傷者数は労働者死傷病報告による。

3-8 令和6年 労働災害発生状況 事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

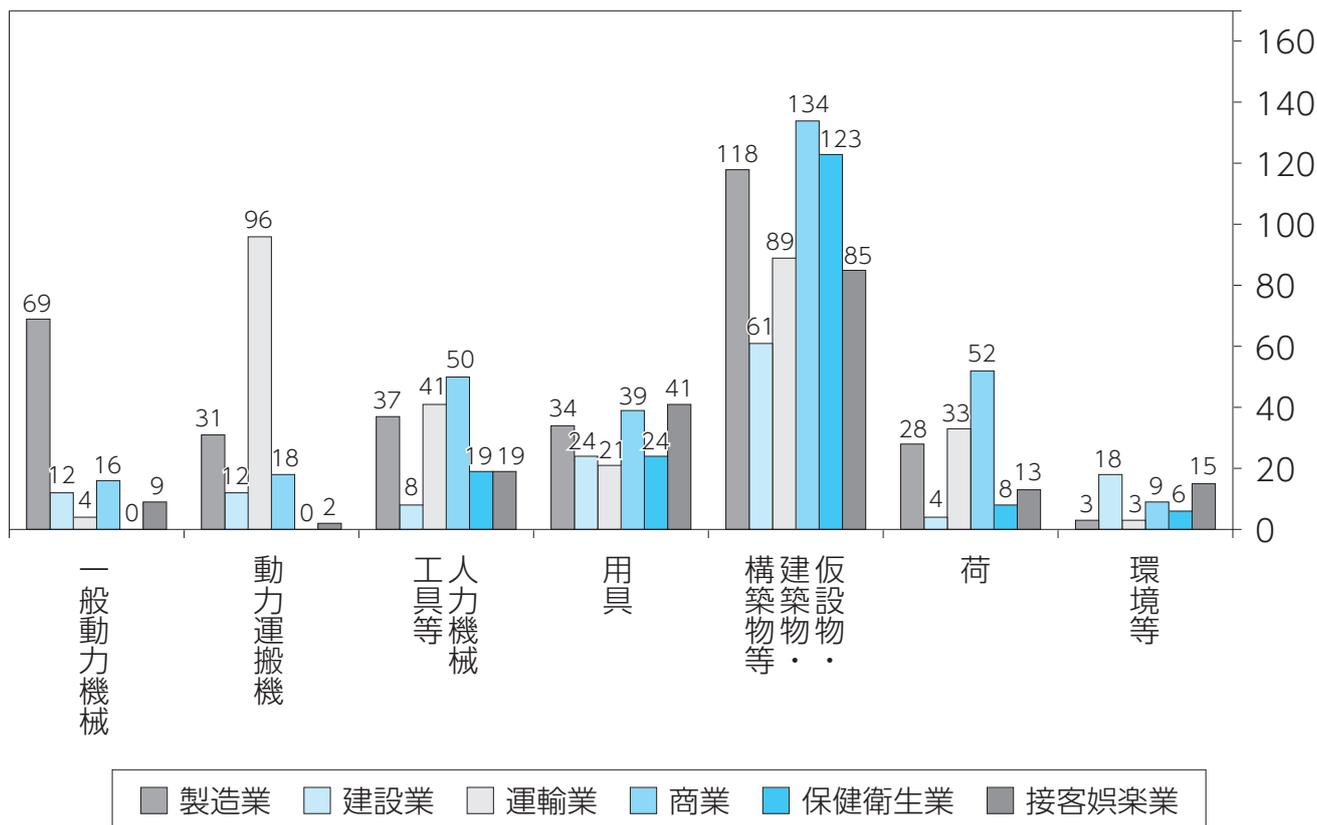
(重点業種別)



3-9 令和6年 労働災害発生状況 起因物別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

(重点業種別)



※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。

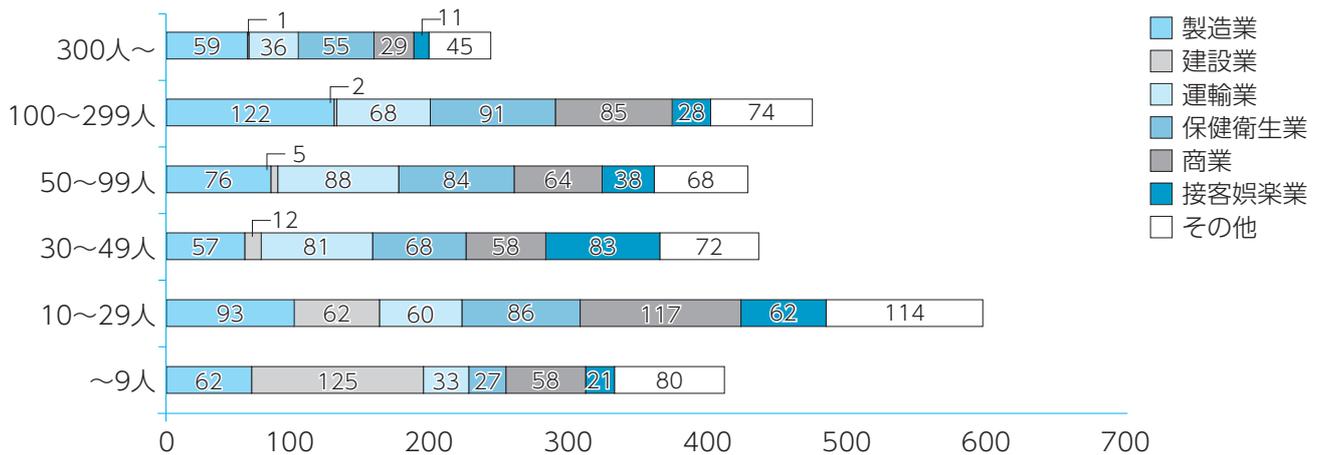
3-10 令和6年 労働災害発生状況 事業場規模別

(重点業種別)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	計
製造業	62	93	57	76	122	59	469
建設業	125	62	12	5	2	1	207
運輸業	33	60	81	88	68	36	366
保健衛生業	27	86	68	84	91	55	411
商業	58	117	58	64	85	29	411
接客娯楽業	21	62	83	38	28	11	243
その他	80	114	72	68	74	45	453
計	406	594	431	423	470	236	2,560
割合	15.86%	23.20%	16.84%	16.52%	18.36%	9.22%	100.00%



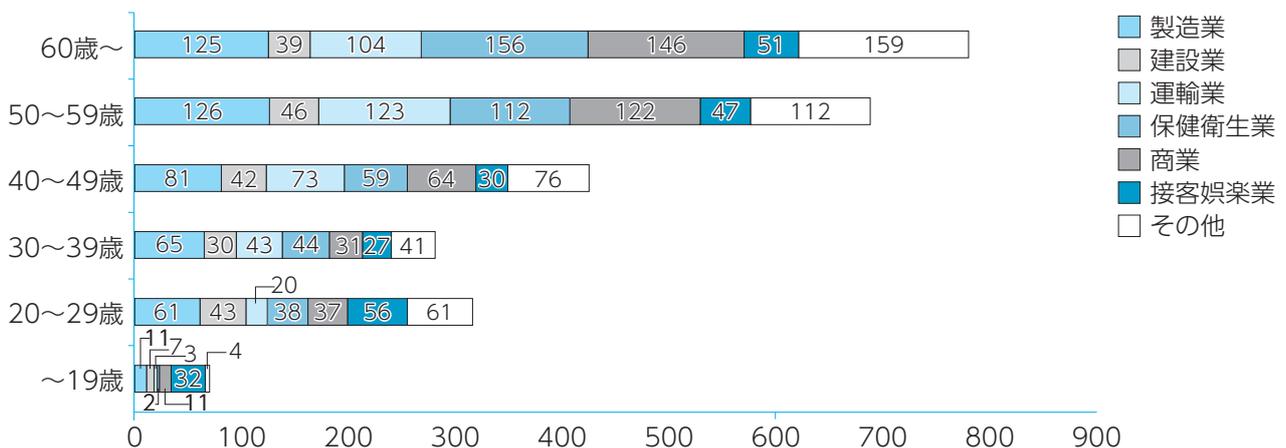
3-11 令和6年 労働災害発生状況 年齢別

(重点業種別)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
製造業	11	61	65	81	126	125	469
建設業	7	43	30	42	46	39	207
運輸業	3	20	43	73	123	104	366
保健衛生業	2	38	44	59	112	156	411
商業	11	37	31	64	122	146	411
接客娯楽業	32	56	27	30	47	51	243
その他	4	61	41	76	112	159	453
計	70	316	281	425	688	780	2,560
割合	2.73%	12.34%	10.98%	16.60%	26.88%	30.47%	100.00%

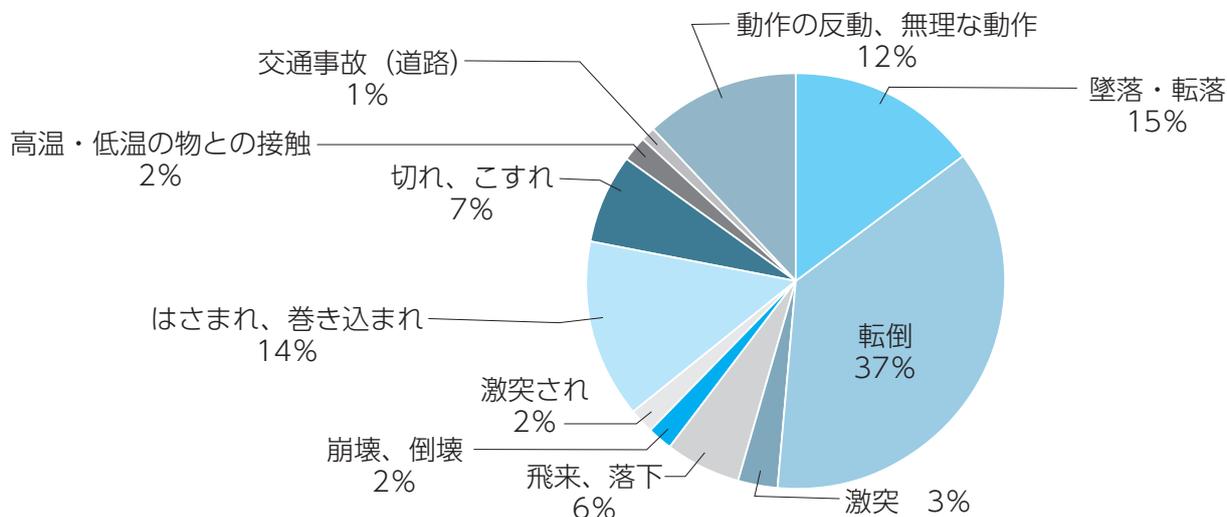


※休業4日以上死傷者数は労働者死傷病報告による。

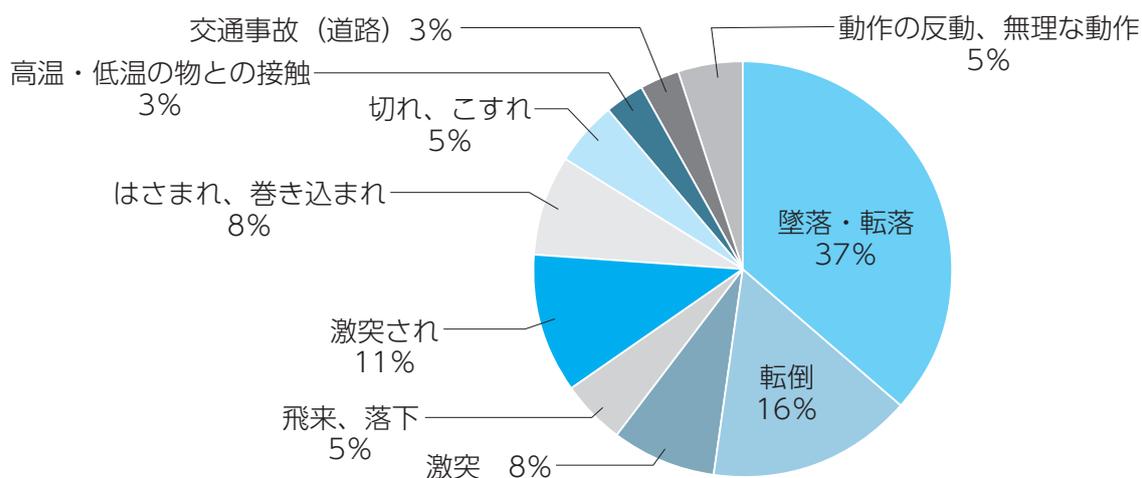
3-12 高齢労働者の労働災害発生状況（令和6年）

60歳以上の労働者・業種別・事故の型別（新型コロナウイルス感染症関連を除く）
 （全業種で780人、全年齢に占める割合30.47%）

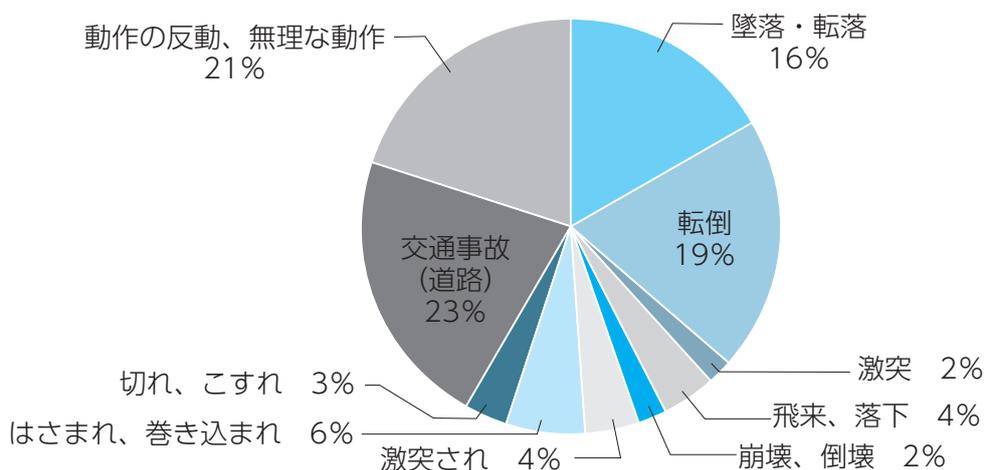
製造業 125人



建設業 39人

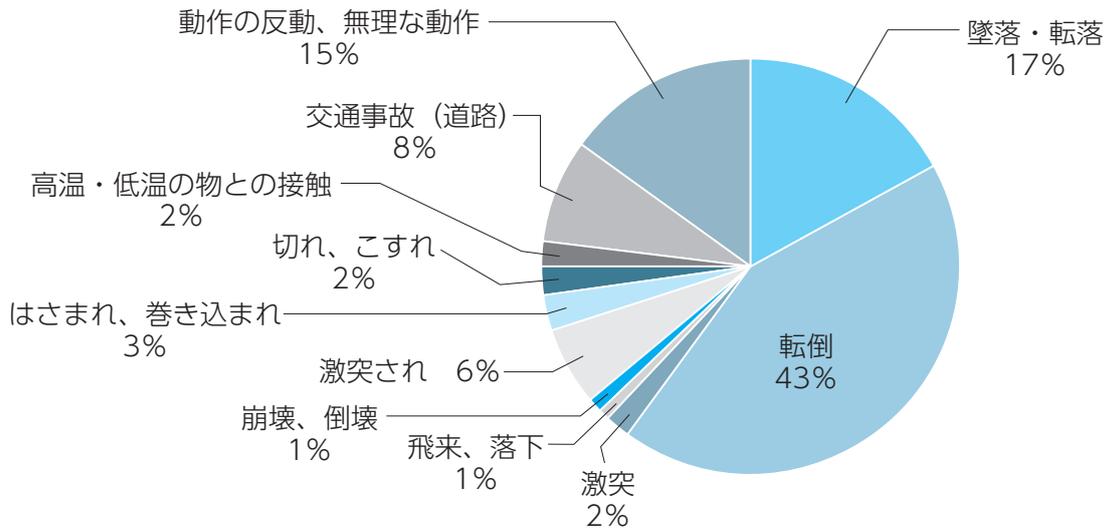


運輸業 104人

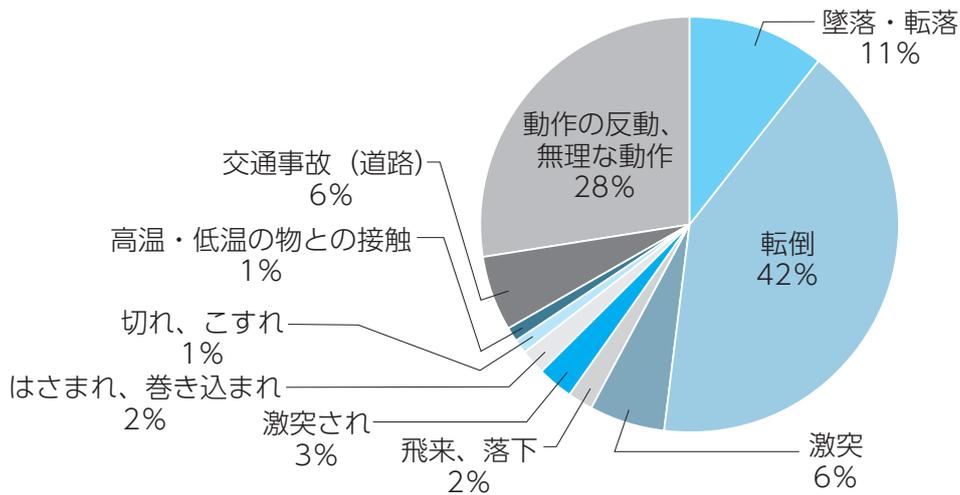


※休業4日以上死傷災害数（割合）は労働者死傷病報告による。

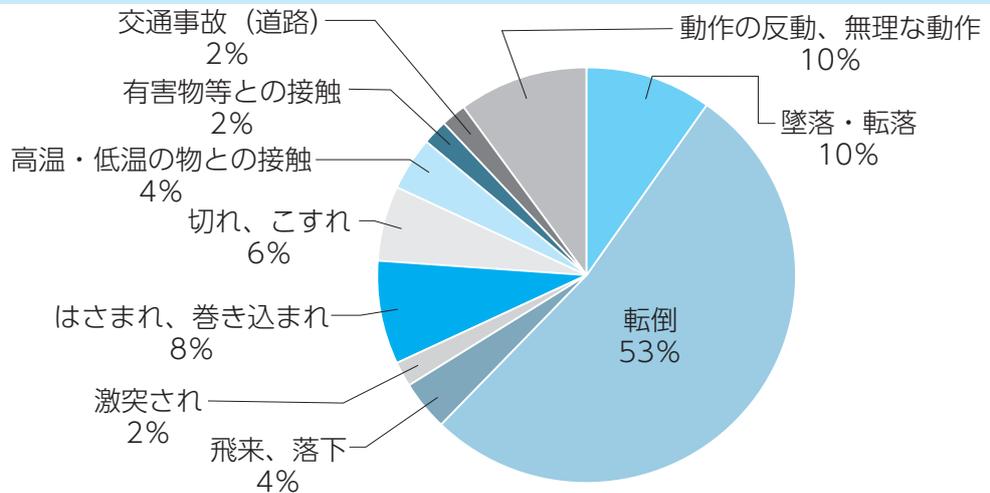
商業 146人



保健衛生業 156人

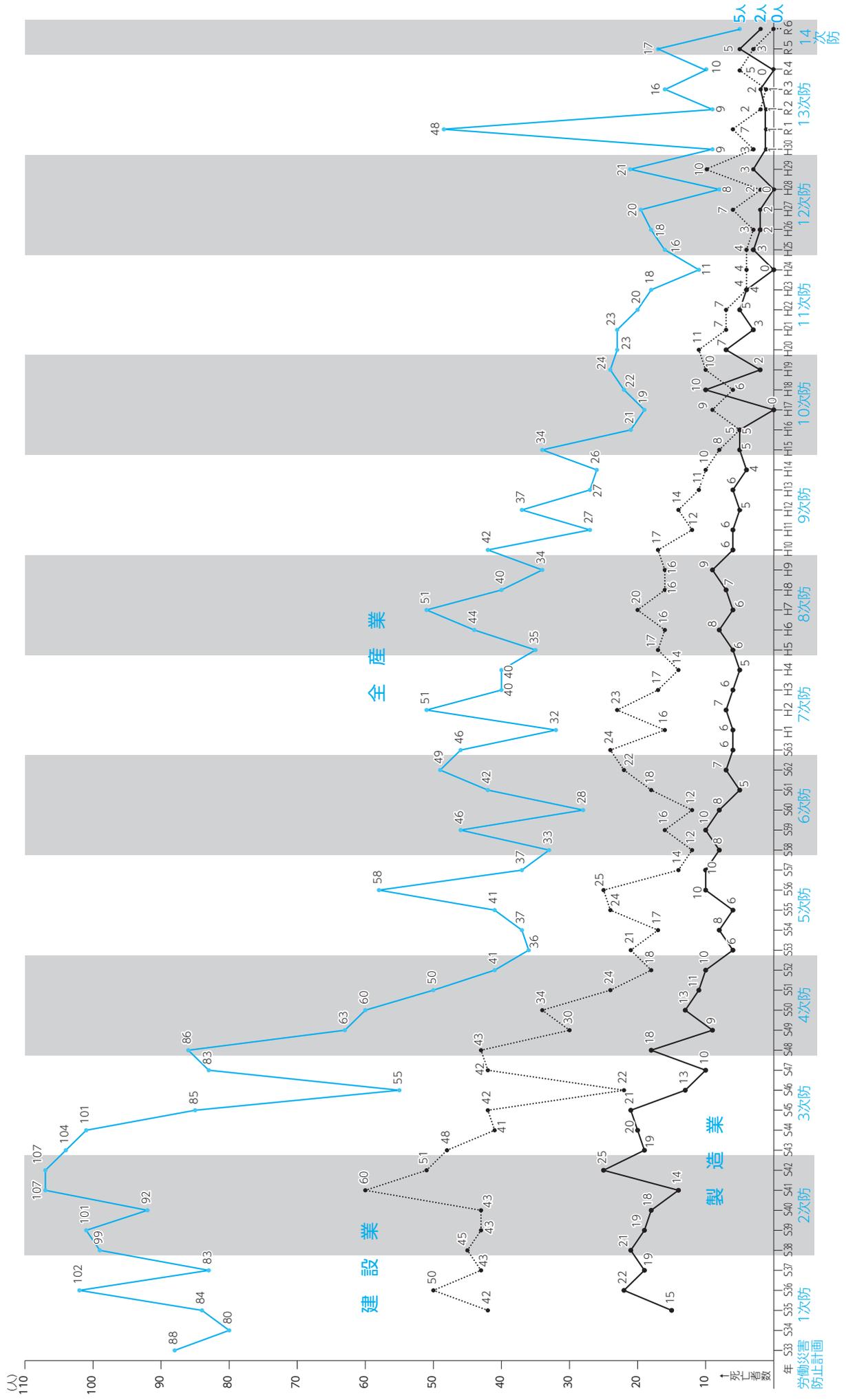


接客娯楽業 51人



※休業4日以上¹の死傷災害数（割合）は労働者死傷病報告による。

4 死亡災害の推移 1次防から過去67年 (昭和33年～令和6年)



5 令和6年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

京都労働局

1. 業種別発生状況

	6年	5年	増減
全 産 業	5	17	-12
製 造 業	2	5	-3
鉱 業			
建 設 業		3	-3
運 輸 業	2	4	-2
農 林・畜 産・水 産 業		1	-1
商 業		2	-2
そ の 他	1	2	-1

業種別発生状況のうち、建設業の内訳

	6年	5年	増減
建 設 業 総 計	0	3	-3
土 木 工 事 業			
建 築 工 事 業		3	-3
木造家屋等建築工事業			
そ の 他 の 建 設 業			

2. 事故の型別労働災害発生状況

	6年	5年	増減
事故の型別総計	5	17	-12
墜 落・転 落	2	5	-3
転 倒			
激 突			
飛 来・落 下	1	1	
崩 壊・倒 壊		2	-2
激 突 さ れ	1		1
はさまれ・巻き込まれ		1	-1
切 れ・こ す れ			
踏 み 抜 き			
お ぼ れ			
高温・低温の物との接触		1	-1
有害物等との接触			
感 電			
爆 発			
破 裂			
火 災			
交通 事故 (道路)	1	1	
交通 事故 (その他)		2	-2
動作の反動、無理な動作			
そ の 他		4	-4
分 類 不 能			

3. 起因物別労働災害発生状況

	6年	5年	増減
起 因 物 総 計	5	17	-12
動力機械	原 動 機		
	動力伝導機構		
	木材加工用機械		
	建設機械等		
	金属加工用機械		
	一般動力機械		1
物 上 げ 装 置 運 搬 機 械	動力クレーン等		1
	動力運搬機	3	1
	乗 物		3
その他の 装 置 等	化 学 設 備		
	溶 接 装 置		
	電 気 設 備		
	人力機械工具等		
	用 具		1
その他の装置・設備			
仮設物・建築物・構築物等	1	3	-2
物 質・ 材 料	危険物・有害物等		
	材 料		
荷	1		1
環 境 等		4	-4
そ の 他	その他の起因物		
	起 因 物 な し		3
	分 類 不 能		

4. 年齢別労働災害発生状況

	6年	5年	増減
全 年 齢	5	17	-12
19 歳 以 下		1	-1
20 歳以上 29 歳以下		2	-2
30 歳以上 39 歳以下	1	3	-2
40 歳以上 49 歳以下	2	6	-4
50 歳以上 59 歳以下	1	1	
60 歳 以 上	1	4	-3

5. 監督署別労働災害発生状況

	6年	5年	増減
京 都 労 働 局	5	17	-12
京 都 上 署		3	-3
京 都 下 署		2	-2
京 都 南 署	3	8	-5
福 知 山 署			
舞 鶴 署	2		2
丹 後 署			
園 部 署		4	-4

※データは死亡災害報告による。

6 令和6年 死亡災害一覧

京都労働局
令和7年3月末確定

No.	災害発生 月 時	業種	事故の型	起因物	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	2月 15時	製造業 プラスチック製品製造業	飛来、落下	荷 (荷姿の物)	男60代 10～29人	テルハクレーンで荷をつり上げたところ、荷(フレキシブルコンテナ)のベルト部分が破断し、落下した荷の下敷きになった。
2	4月 22時	運輸業 一般貨物自動車運送業	墜落、転落	動力運搬機 (フォークリフト)	男40代 10～29人	漁港にてフォークリフトの運転中、海に転落したもの。
3	6月 14時	製造業 ガス業	激突され	動力運搬機 (トラック)	女40代 30～49人	事業場構内の駐車場に入入り業者の2tトラックがバックで駐車しようとして後進した際に、被災者に気づかず、トラックと鉄柱に挟まれた。
4	7月 15時	清掃・と畜業 ビルメンテナンス業	墜落、転落	仮設物、建築物、 構築物等 (建築物、構築物)	女30代 30～49人	小学校の校舎3階南面の窓の清掃作業中に、約7.7メートル墜落し、コンクリート面に激突したもの。
5	10月 15時	運輸業 一般貨物自動車運送業	交通事故 (道路)	動力運搬機 (トラック)	男50代 10～29人	トラックで荷物運搬中タイヤバーストし、トンネル内でハザードランプを付け走行車線左に最大限寄せて停車し、降車したところ、後方から走行してきた大型トラックに追突された。

全産業 5

【製造業 2 鉱業 0 建設業 0 運輸業 2 林業 0 商業 0 その他 1】

7 令和6年 定期健康診断実施状況 (業種別)

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全 産 業		2,559	262,195	158,870	60.59	59.44
製 造 業		654	77,078	46,488	60.31	58.01
食品製造		124	14,679	8,331	56.75	58.66
繊維工業		11	598	368	61.54	57.91
衣服・繊維		6	430	288	66.98	61.12
木材・木製		3	350	227	64.86	64.00
家具・装備		1	70	59	84.29	61.35
パルプ等		13	1,037	621	59.88	64.46
印刷・製本		41	3,336	1,984	59.47	60.14
化学工業		72	6,983	4,142	59.32	56.77
窯業・土石		19	2,047	1,435	70.10	61.24
鉄鋼業		7	386	256	66.32	54.00
非鉄金属		9	613	429	69.98	57.05
金属製品		58	3,822	2,362	61.80	61.15
一般機器		103	15,195	9,243	60.83	58.76
電気機器		100	16,948	10,302	60.79	57.72
輸送機器		25	5,595	2,948	52.69	53.65
電気・ガス		14	1,788	1,515	84.73	68.07
他の製造		48	3,201	1,978	61.79	60.52
鉱 業		1	52	37	71.15	69.84
建 設 業		42	3,186	2,151	67.51	65.12
土木工事		8	672	498	74.11	69.85
建築工事		18	1,225	769	62.78	63.59
他の建設		16	1,289	884	68.58	64.14
運 輸 交 通 業		224	18,032	12,479	69.20	65.98
鉄道等		33	2,873	1,713	59.62	48.84
道路旅客		81	7,939	5,948	74.92	73.93
道路貨物		108	7,154	4,784	66.87	67.50
他の運輸		2	66	34	51.52	64.81
貨 物 取 扱 業		30	2,148	1,333	62.06	62.73
陸上貨物		28	2,016	1,250	62.00	62.44
港湾運送		2	132	83	62.88	64.24
農 林 業		0	0	0	0.00	67.89
畜産・水産業						59.88
商 業		431	31,731	19,386	61.09	62.88
金融・広告業		59	8,708	5,363	61.59	58.74
映画・演劇業		4	143	86	60.14	54.14
通 信 業		33	4,479	2,890	64.52	62.59
教育・研究業		149	24,607	14,654	59.55	58.27
保健衛生業		457	49,885	28,026	56.18	55.82
接客娯楽業		177	6,335	3,477	54.89	58.07
清掃・と畜業		65	5,356	4,179	78.02	70.60
官 公 署		3	208	184	88.46	65.57
他 の 事 業		230	30,247	18,137	59.96	58.80

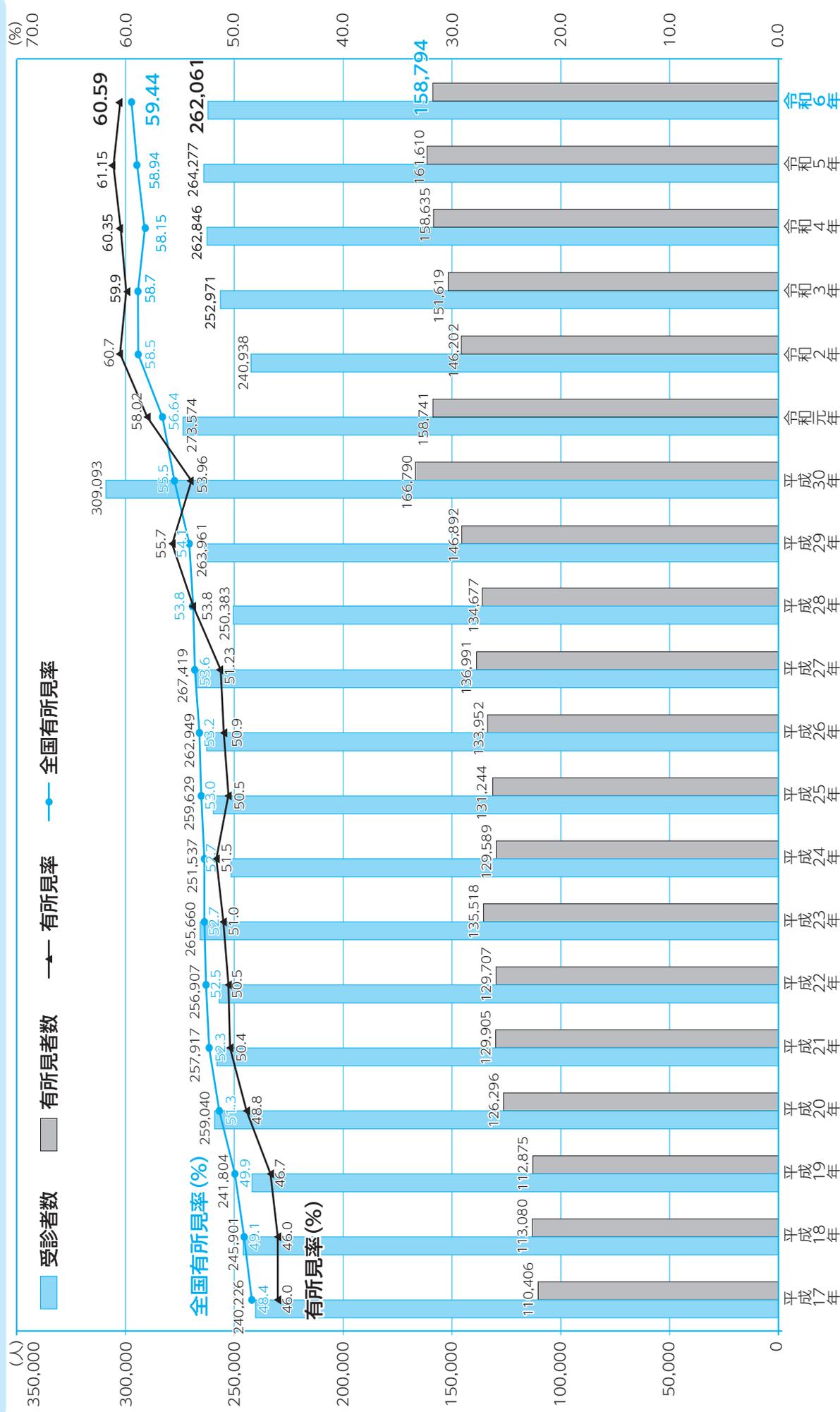
資料：定期健康診断結果報告

- (注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
 2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数である。
 3 「有所見率」は、所見のあった人数（他覚所見のみを除く）を受診者で割った値である。
 4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である（以下、項目10(23ページ)まで同様）。

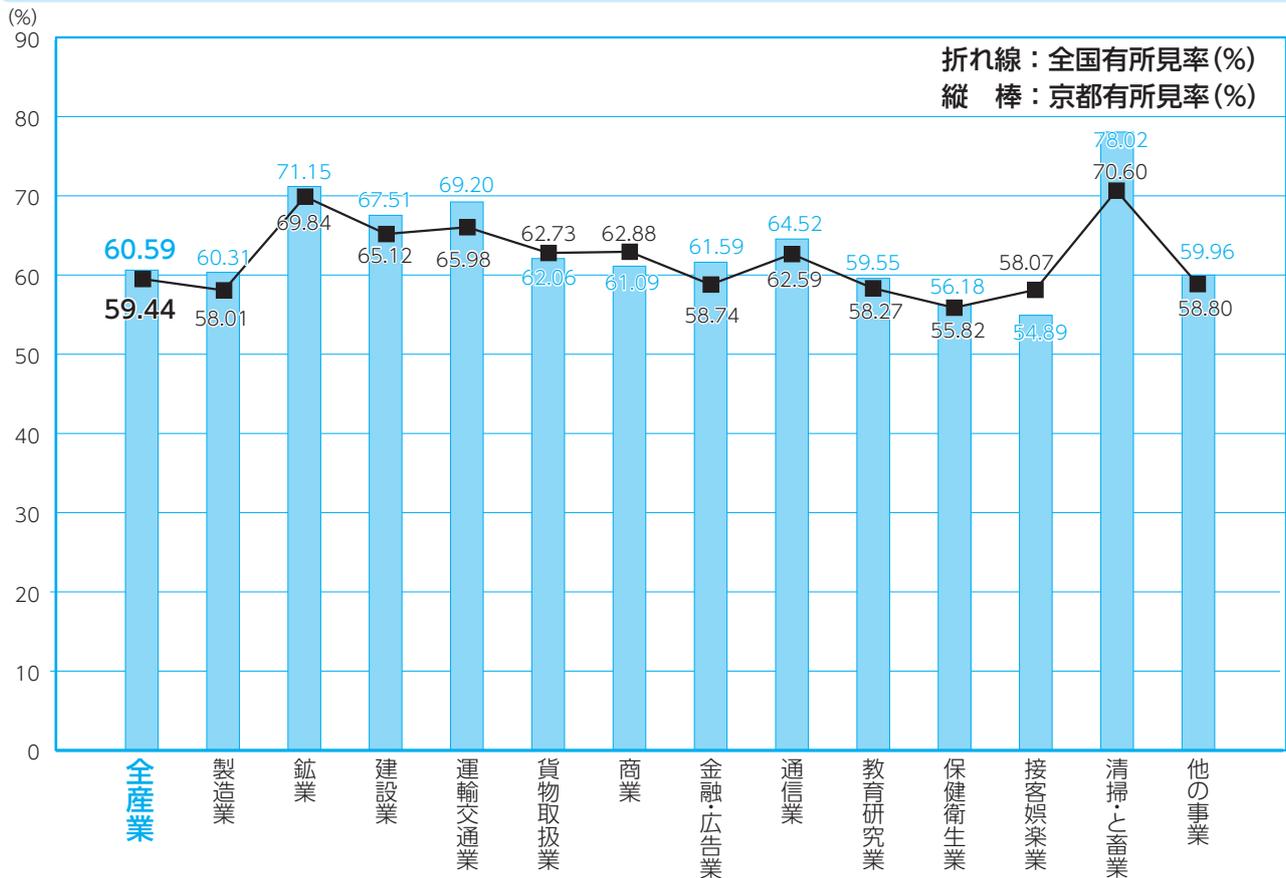
8 定期健康診断の実施状況

令和6年の定期健康診断の有所見率は60.59%で、全国有所見率を1.15ポイント上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率(%)等の推移(過去20年間)

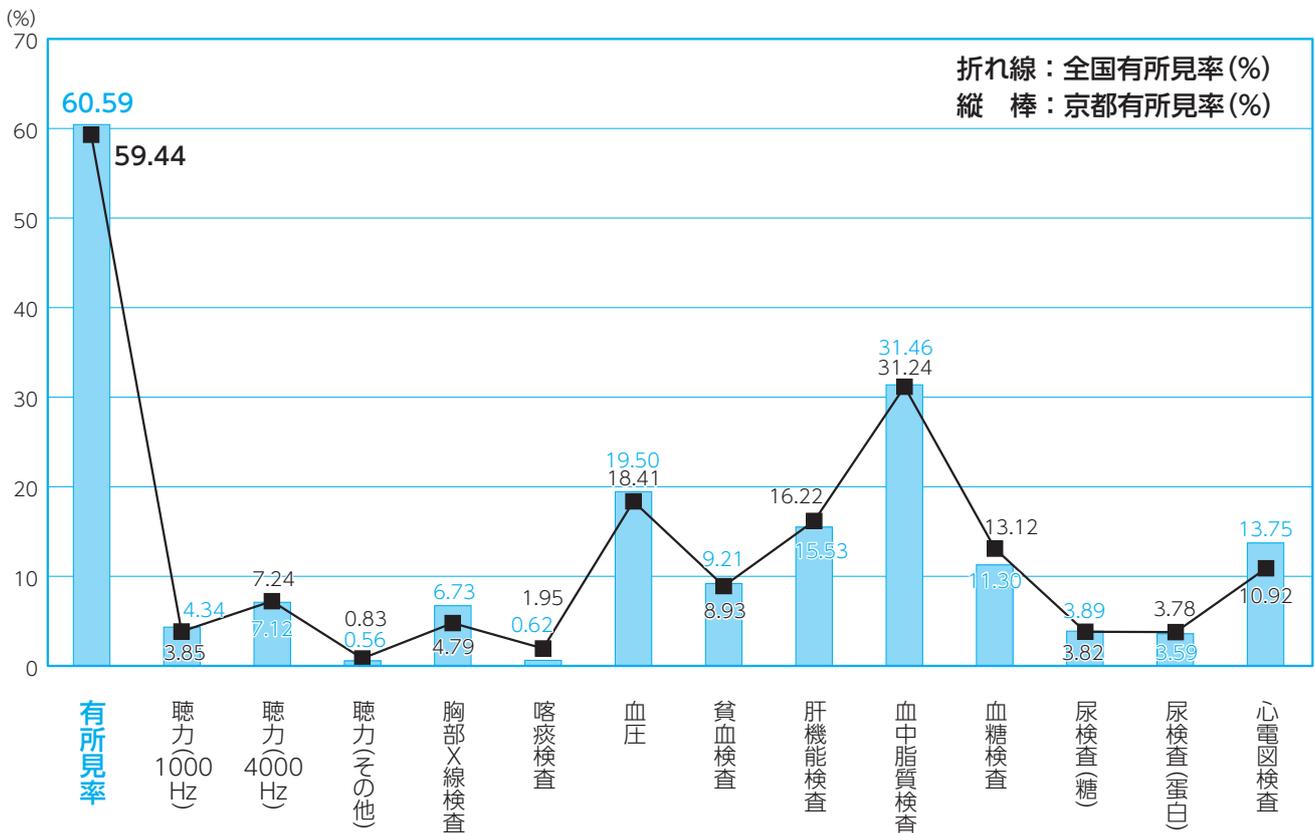


8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (令和6年)



資料：定期健康診断結果報告

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (令和6年 全産業)



資料：定期健康診断結果報告

9 令和6年 特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		2,291	50,761	2,014	3.97	3.47
有機溶剤		886	15,787	582	3.69	3.06
鉛		106	2,206	48	2.18	1.40
四アルキル鉛		0	0	0	0.00	2.20
電離放射線		325	9,390	1,251	13.32	11.27
除染電離放射線		0	0	0	0.00	16.66
高気圧		3	54	14	25.93	7.03
特定化学物質		871	22,157	116	0.52	1.55
黄りんマッチ		2	2	1	50.00	8.33
塩素化ビフェニル		6	64	0	0.00	0.71
ジアニジン		2	3	0	0.00	3.72
ベリリウム		13	104	0	0.00	0.76
アクリルアミド		33	144	0	0.00	1.07
アクリロニトリル		13	54	0	0.00	0.91
アルキル水銀化合物		2	2	0	0.00	0.45
エチレンイミン		4	18	0	0.00	1.18
塩化ビニル		3	6	0	0.00	2.30
塩素		25	376	0	0.00	0.45
カドミウム		11	121	0	0.00	3.69
クロム酸		68	695	9	1.29	1.04
クロロメチルメチルエーテル		1	1	0	0.00	2.00
五酸化バナジウム		3	103	0	0.00	3.81
コaltar		11	271	0	0.00	0.37
シアン化カリウム		19	233	0	0.00	0.74
シアン化水素		5	80	0	0.00	0.22
シアン化ナトリウム		14	196	0	0.00	1.28
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		12	153	2	1.31	3.21
臭化メチル		4	37	0	0.00	0.85
重クロム酸		31	319	1	0.31	1.61
水銀		19	95	0	0.00	2.21
トリレンジイソシアネート		13	138	0	0.00	0.77
パラ-ニトロクロルベンゼン		1	1	0	0.00	2.73
弗化水素		63	1,081	0	0.00	0.43
ペータープロピオラクトン		2	2	0	0.00	0.00
ベンゼン		38	194	2	1.03	2.03
ペンタクロルフェノール		1	30	0	0.00	0.89
マゼンタ		2	2	0	0.00	1.48
マンガン		80	1,247	3	0.24	0.97
沃化メチル		9	19	0	0.00	0.67
硫化水素		21	122	0	0.00	0.54
硫酸ジメチル		7	22	0	0.00	2.05
ニッケル化合物		63	1,327	0	0.00	0.37
砒素		28	347	0	0.00	0.93
酸化プロピレン		7	62	0	0.00	0.20
インジウム及びその化合物		50	491	5	1.02	0.94
エチルベンゼン		318	2,399	7	0.29	0.79
コバルト及びその無機化合物		96	1,916	8	0.42	0.41
1・2-ジクロロプロパン		1	3	0	0.00	4.47
クロロホルム		92	1,202	13	1.08	4.85
四塩化炭素		12	66	1	1.52	4.75
1・4-ジオキサン		36	288	1	0.35	5.06
1・2-ジクロロエタン		20	101	0	0.00	4.72
ジクロロメタン		123	1,409	19	1.35	6.20
スチレン		110	735	26	3.54	7.87
1・1・2・2-テトラクロロエタン		4	27	0	0.00	5.35
テトラクロロエチレン		15	40	2	5.00	8.89
トリクロロエチレン		25	120	0	0.00	7.33
メチルイソブチルケトン		170	1,570	0	0.00	0.75
ナフタレン		40	242	3	1.24	1.06
リフラクトリーセラミックファイバー		32	740	5	0.68	1.24
オルト-トルイジン		4	14	0	0.00	1.04
三酸化ニアンチモン		26	210	0	0.00	0.42
溶接ヒューム		352	2,890	8	0.28	0.89
石綿(アスベスト)		100	1,167	3	0.26	0.98

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 令和6年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	417	20,490	2,215	10.81%	12.38%
紫外線・赤外線	42	1,176	6	0.51%	3.34%
騒音作業	151	6,167	868	14.07%	18.25%
マンガン等（塩基性酸化マンガンに限る。）	1	56	0	0.00%	4.79%
黄りん	1	1	0	0.00%	0.63%
有機りん剤	1	2	0	0.00%	2.04%
脂肪族の塩化又は臭化化合物	3	10	0	0.00%	0.85%
よう素	2	14	0	0.00%	1.24%
超音波溶着機	1	8	0	0.00%	4.87%
メチレンジフェニルイソシアネート	5	69	0	0.00%	2.05%
チェーンソー	2	14	2	14.29%	13.50%
チェーンソー以外（振動）	16	723	14	1.94%	6.16%
重量物取扱い作業等（介護作業等）	176	7,405	1,063	14.36%	20.23%
引金付工具（頸肩腕）	9	514	19	3.70%	2.57%
VDT作業	45	3,394	239	7.04%	9.26%
レーザー機器	45	937	4	0.43%	5.07%

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。京都局で報告のなかった健診の種類は割愛してあります。

11 労働者死傷病報告等労働安全衛生法関係の一部の 手続の電子申請が義務化されています

令和7（2025）年1月1日から、所轄労働基準監督署への以下の手続について電子申請が原則義務化されています。

- 労働者死傷病報告（休業4日以上/4日未満）
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス」の活用について

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。



スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省ホームページにリンクします



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 京都労働局 ・ 労働基準監督署

12 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5年間

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上死傷者数を減少させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策として複数の事項に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。
- ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・増加が認められる転倒災害の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）

- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を複数行う事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・増加が見込まれる60歳以上の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・建設業の死亡者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%とする。

- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・林業における死傷者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスチェックの実施及び集団分析結果の活用等、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・ 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年（令和7年）までにそれぞれ80%以上とする。 ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年（令和9年）までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症による死傷者数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して、減少させる。

※「アウトプット指標」とは … 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標
 ※「アウトカム指標」とは … 達成目標

8つの重点対策	
<p>① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発</p> <p>社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進</p>	<p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p>
<p>② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p>	<p>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <p>陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業</p>
<p>③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p>	<p>⑦ 労働者の健康確保対策の推進</p> <p>メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動</p>
<p>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p>	<p>⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <p>化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線</p>

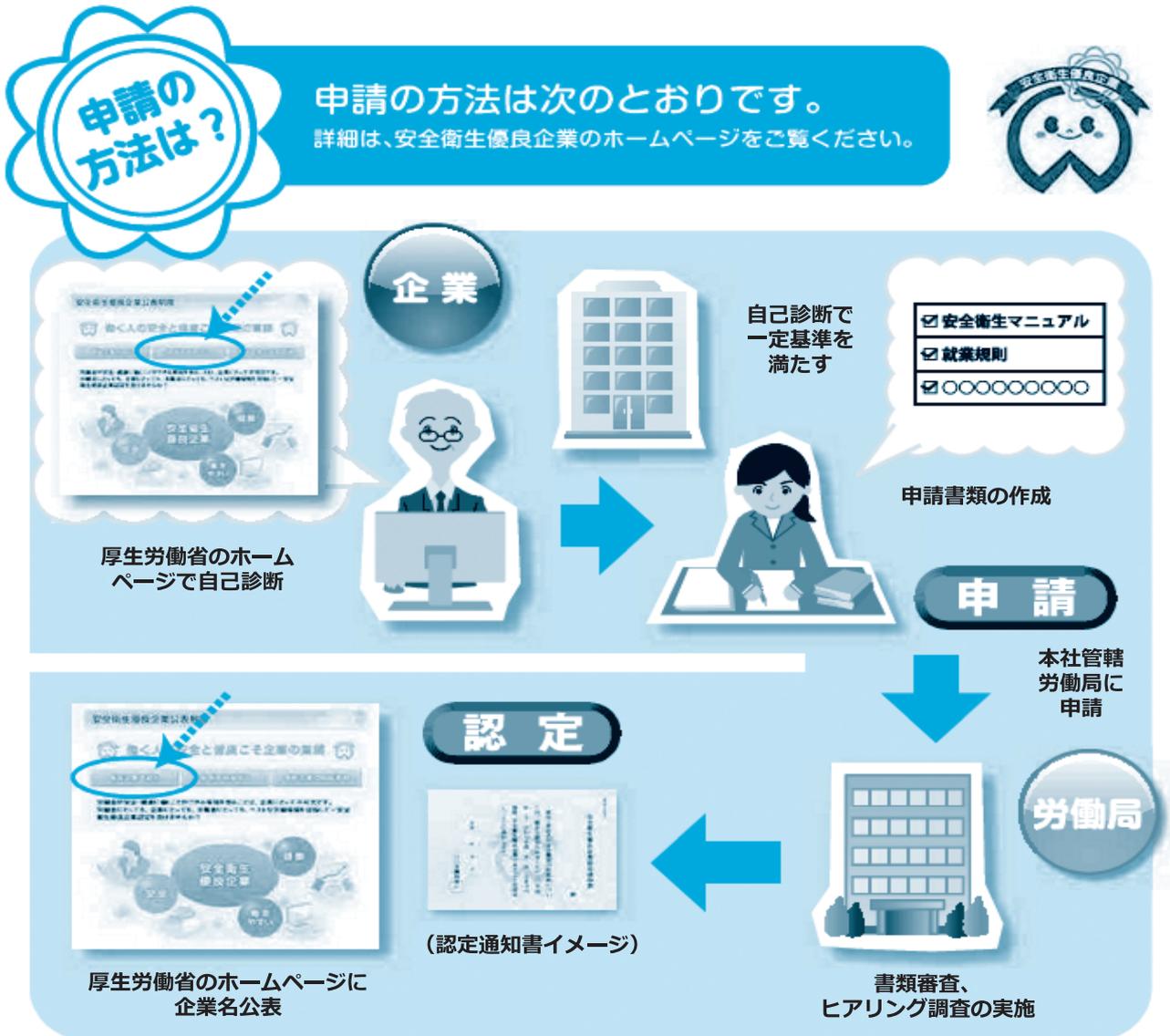


13 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



申請 Q&A

- Q どんな企業が申請できるのですか？
 A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？
 A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。
- Q 認定期間は何年ですか？
 A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。
- Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？
 A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。
- Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？
 A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

安全衛生優良企業公表制度

検索

詳細は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内の「安全衛生優良企業公表制度」のページをご覧ください。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



14 SAFE コンソーシアム・SAFEアワードのご案内

「SAFEコンソーシアム」は、労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現のため、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めることを目的としており、その中で、労働災害防止に向けた取組を実施している企業や団体等の優良な取組事例を、**毎年表彰しています（「SAFEアワード」）**。

ぜひ「SAFEコンソーシアム」への加盟及び「SAFEアワード」へのご応募をいただきますよう、お願いいたします。

※「SAFEアワード」は、「SAFEコンソーシアム」加盟者であれば、業種問わず応募が可能です。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 1 加盟メンバーの地位向上（ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信）
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信（SAFEアワード）
- 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発（シンポジウム）

SAFE コンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/> →



← 加盟はこちら <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>

SAFE コンソーシアム X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw →



SAFEアワードについて（以下は令和6年度の内容です）

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りしてします。

※複数部門に応募可能です。

サービス産業

製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、運輸業・郵便業等

安全な職場づくり部門賞

労働災害防止の取組全般に関するもの

企業等間連携部門賞

複数の企業、団体等の連携による労働災害防止の取組に関するもの

エイジフレンドリー部門賞

特に高年齢労働者の労働災害防止の取組に関するもの

上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。

15 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

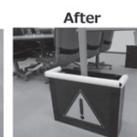
- (なし) **何も無いところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)**
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
-  **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**
 > バックヤード等も含めた**整理、整頓** (物を置く場所の指定) の徹底
-  **通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**
 > 敷地内 (特に従業員用通路) の**凹凸、陥没穴等** (ごくわずかなものでも危険) を確認し、**解消**
-  **作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)**
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  **作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)**
 > 設備、什器等の角の「見える化」
-  **作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)**
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分
エクササイズ

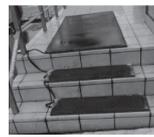


中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  **凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
-  **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**
 > **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
-  **水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)**
 > 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 > **防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  **雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)**
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金



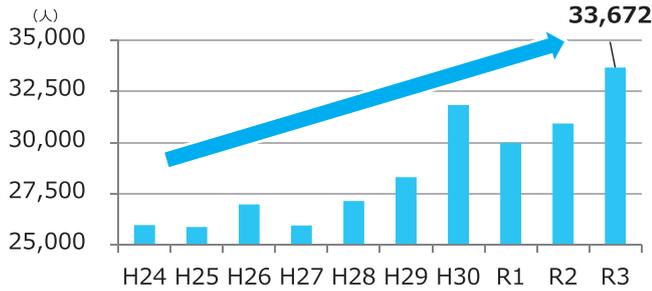
中小規模事業場
安全衛生サポート事業

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

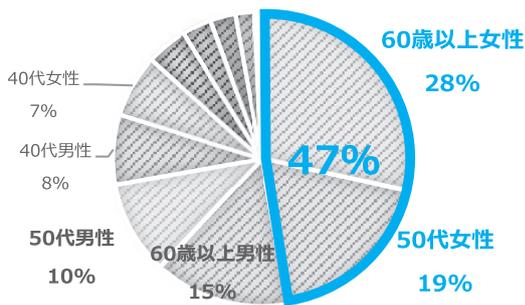
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒災害発生件数の推移



性別・年齢別内訳



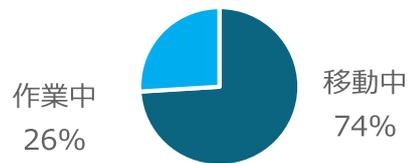
転倒による怪我の態様

- 骨折（約70%）
 - 打撲
 - 眼球破裂
 - 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

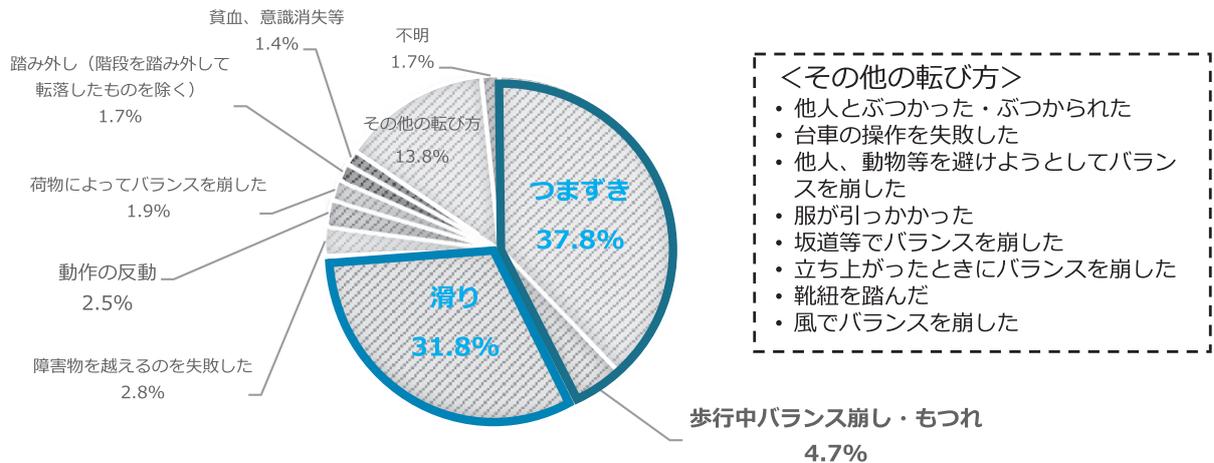
47日

転倒したのは…



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型



- ＜その他の転び方＞
- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
 - ・台車の操作を失敗した
 - ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
 - ・服が引っかかった
 - ・坂道等でバランスを崩した
 - ・立ち上がったときにバランスを崩した
 - ・靴紐を踏んだ
 - ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



16 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要（エイジフレンドリーガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
（令和3年は25.7%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ、高齢層で高い。
（30歳前後の最小値と比べ65～74歳では男性2倍、女性3倍）。

➡ **高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）令和3年＞

出典：労働力調査（基本集計・年次・2021年）、労働者死傷病報告（令和3年）



求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

（1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

- 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー補助金は、高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、**中小企業事業者による高齢労働者の労働災害防止対策やコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助を行うものです。**

令和7年度も予定していますので、ぜひご活用ください。

※ この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。

※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、**厚生労働省ホームページをご確認ください。**



高齢労働者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



17 外国人向け安全衛生教材を 労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

- ▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>
- ▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

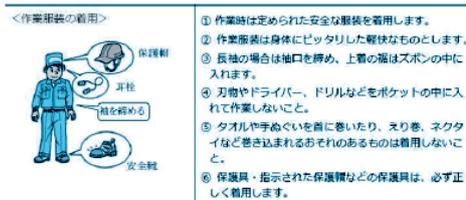


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

- ▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

- ▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

18

「治療と仕事の両立支援」を進めるための4つのポイント

- 1 基本方針や具体的な対応方法などルールを作成。全ての労働者に周知し、治療と仕事両立しやすい職場環境を作りましょう。
- 2 労働者、管理職に対して研修などを行い、意識啓発を図りましょう。
- 3 両立支援は職場に復帰したい人の申出から始まります。安心して相談・申出が行えるような相談窓口を明確にして周知しましょう。
- 4 治療に配慮するため、休暇制度や勤務制度などを実情に応じて検討や整備をしていきましょう。



ご活用ください 治療と仕事の両立支援を進めるための指針

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン



それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前のように働けなくなるケースが出てきます。治療しながら働きたい人にとっては、治療と仕事の両立は大きな問題です。

一方で、事業場において治療と仕事の両立を図るための取組みが行われることで、継続的な人材確保、働く人の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上などにつながりますが、治療と仕事の両立支援の取組状況は事業場によってさまざまであり、支援方法や関係者との連携に悩む担当者も少なくありません。

「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン」(厚生労働省)

には、両立支援を行うための留意事項や環境整備・支援の進め方が記載されています。また、企業と主治医がやりとりを行う文書の様式例や、両立支援プランの様式も掲載されています。

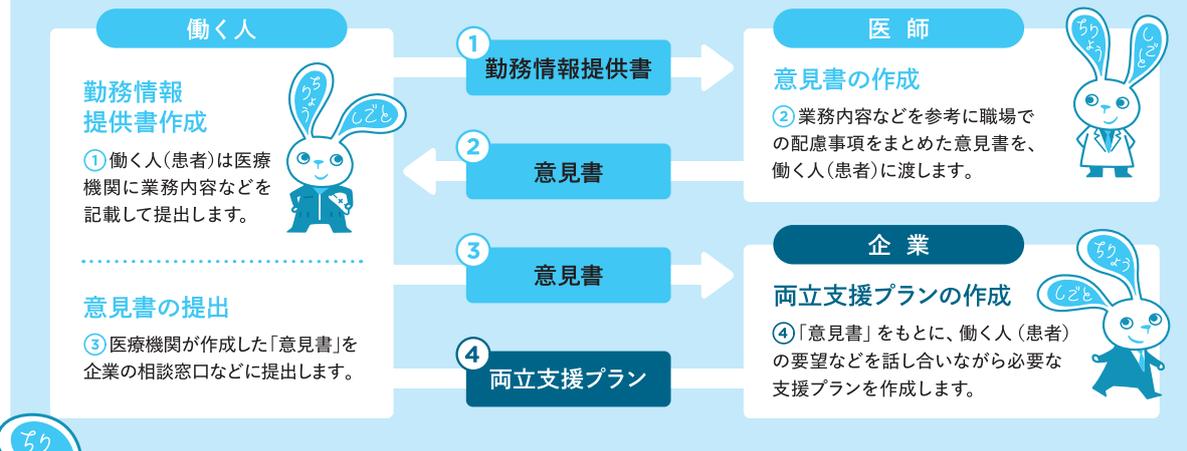
さらに、ガイドラインの参考資料として作成された「企業医療機関連携マニュアル」では、企業と医療機関との連携が事例形式で具体的に示されていますので、ぜひご活用ください。

治療と仕事の両立支援ポータルサイト

治療 両立ナビ 検索

両立支援の検討は働く人の申出からスタートします

両立支援における医療機関と企業のやりとり



都道府県ごとにある産業保健総合支援センターをご活用ください。専門の相談員が「治療と仕事の両立支援」をお手伝いします。

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail: info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療 両立ナビ 検索



ここにメモを書いてください。



「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

事業者用

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要？

① 疾病を抱える労働者の状況

- 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院しています。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超えており、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向にあります。
- 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は約4割。

② 疾病を抱える労働者の就業可能性の向上

- 治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病の生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。
- 病気＝離職とは限らなくなっています。

③ 病気になった人も仕事を続けたい！

- 仕事を持ちながらがんて通院している労働者の数は約45万人。
- 生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいになります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？
辞められたら困る！



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

事業者(会社)のメリット

- 貴重な人材資源の喪失が防げる
- 継続的な人材の確保、人材の定着
- 労働者のモチベーション・帰属意識の向上による労働生産性の維持・向上
- 健康経営の実現、充実した福利厚生制度のPR
- 多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ

働く人のメリット

- 治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- 治療を受けながら仕事が続けられる
- 継続して収入が得られる
- 仕事による社会貢献や自己実現
- 仕事に対するモチベーションの向上、安心感



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係労使団体等）で構成するチームです。

（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

(R6.3)

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451番地	075-241-3221	平日 8時30分～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援・助成金についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時
（助成金についての相談）独立行政法人労働者健康安全機構 ※労働者健康安全機構のホームページで「団体経由産業保健活動推進助成金」をご確認ください。		（ナビダイヤル） 0570-783046	平日 9時～16時 13時～18時

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

（独）労働者健康安全機構が、産業保健活動総合支援事業費補助金の一部で行う助成金の制度です。

助成対象 商工会等の事業主団体等や労災保険の特別加入団体（労働保険事務組合等）

助成対象事業 傘下の中小企業等や個人事業主に対して行う、産業保健サービスの提供事業

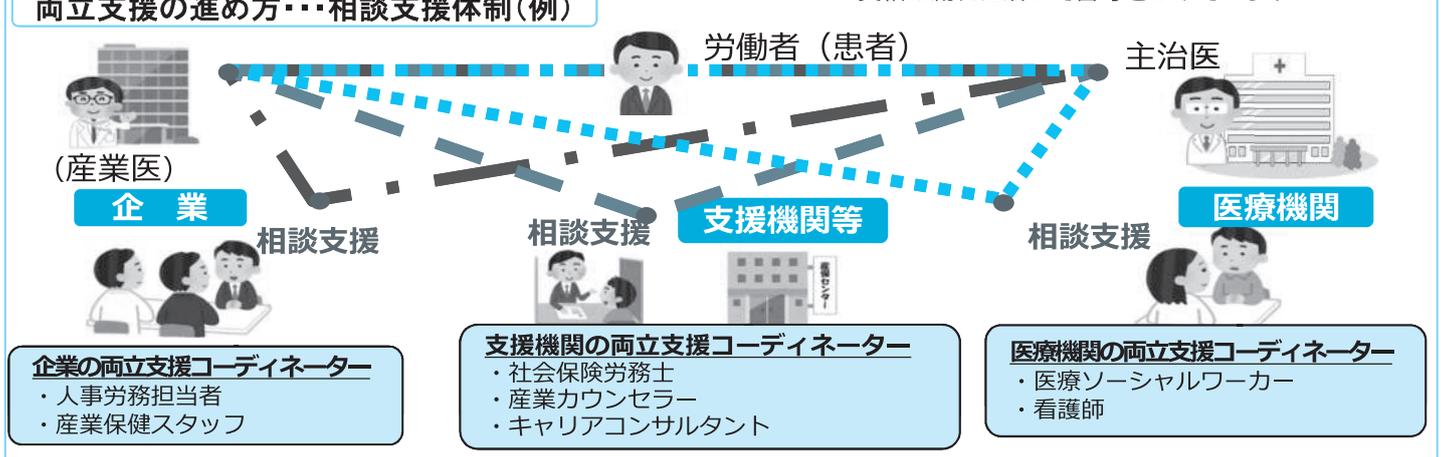
（医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による支援等）

助成額 年度・申請時期で異なります。



両立支援の進め方・・・相談支援体制(例)

支給の流れに沿って番号をつけています



(R6.3)

19 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受け付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[概ね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修を行います。

- ・ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ・ 産業保健スタッフへの研修
- ・ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ・ ストレスチェック制度の導入に関する支援
- ・ 治療と仕事の両立支援
- ・ 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ・ 産業保健に関する情報提供

地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

相談対応

- ・ メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・ 長時間労働者の医師による面接指導
- ・ 高ストレス者の医師による面接指導
- ・ 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
産業保健に関する情報提供

※ 労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700

ホームページアドレス: <https://www.kyotos.johas.go.jp>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ストレスチェックを適切に実施しましょう

京都労働局 労働基準部 健康安全課

精神障害の労災支給決定は、令和5年度には全国で883件と、過去最多になっています。

事業場におけるメンタルヘルス対策として、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されましたが、ストレスチェックの実施が努力義務にとどまっている労働者50人未満の事業場では、取組が低調となっています。

このような状況から、令和7年1月に開催された厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会において、**今後、事業場の規模にかかわらず実施を義務とするとの建議がなされていますので、労働者50人未満の事業場も含めて、適切なストレスチェックを実施願います。**

◎ ストレスチェック制度は、①②によりメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を図るものです。

- ① 労働者本人にストレスを気付かせる
- ② 気付いた本人の申出により実施する面接指導の結果や、集団分析の結果に基づき、職場環境改善等の措置につなげる

一次予防	…	メンタルヘルス不調を未然に防止
二次予防	…	メンタルヘルス不調を早期に発見、適切に対応
三次予防	…	メンタルヘルス不調者の職場復帰を支援

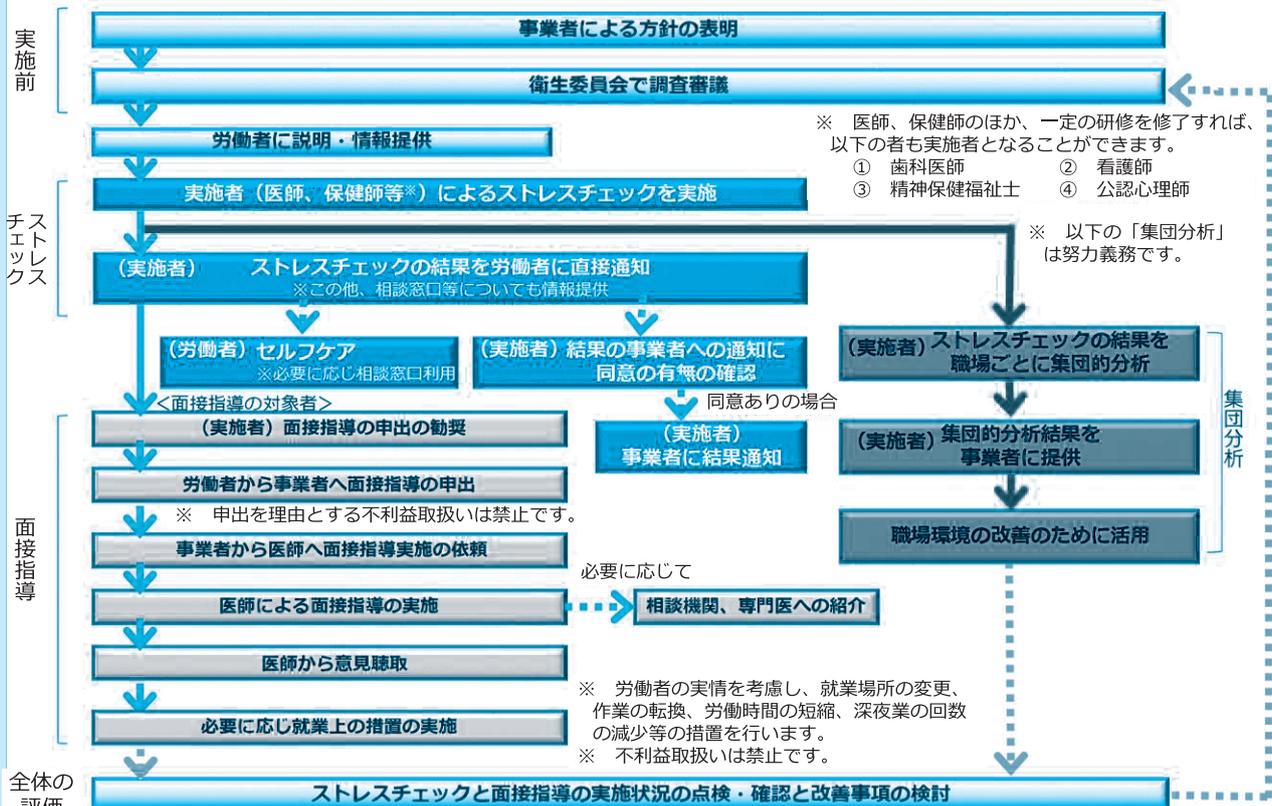
「ストレスチェック」は未然防止の一種

メンタルヘルス不調発生後の悪化を防ぐ

ストレスチェック制度を含む一次予防のほか、二次予防及び三次予防も含めた「総合的なメンタルヘルスカケア」の取組を進めることが重要です。

◎ ストレスチェック未実施事業場におかれましては、下記の流れを構築の上、適切にストレスチェックを実施願います。 ⇒ **次ページのサービス等をご活用ください。**

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



労働者数50人以上（パート・アルバイトのほか、派遣労働者も含む）の事業場には、ストレスチェック実施の有無にかかわらず、毎年、各事業場の所轄労働基準監督署に「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出する義務があります。

ストレスチェック含むメンタルヘルス対策関係のサービス

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」

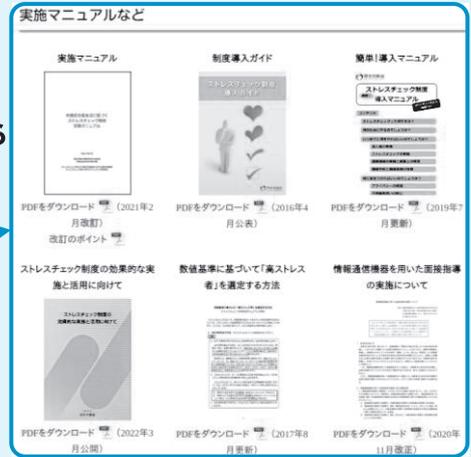


<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

ストレスチェック制度の導入・実施方法に関する各種資料、取組事例、相談窓口案内などの情報はこちらをご覧ください。



制度関係の資料は、こちらのリンクからアクセスできます。



京都産業保健総合支援センター「メンタルヘルス対策支援事業」(無料)

メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業者向けに、**無料の個別訪問支援サービスを実施しています。**

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
- 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援
- 3 管理監督者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 4 若年労働者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

また、精神科医や臨床心理士等の専門家を配置し、職場のメンタルヘルスに関する悩みや課題等のご相談等に無料で対応していますので、ぜひともご活用ください。

【お問い合わせ・お申込み先】

独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1
アーバネックス御池ビル東館5階
TEL:075-212-2600 E-mail: info@kyotos.johas.go.jp

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
メンタルヘルス対策の基本は、経営トップが事業場におけるメンタルヘルスを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において分別審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。
産業カウンセラー、社会保険労務士、労働衛生コンサルタント等のメンタルヘルス対策促進員が事業場へ行き、「心の健康づくり計画」の作成支援を行います。
- 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援
メンタル不調により休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、「職場復帰支援プログラム」の策定や就業規則等の関連規定の整備等により、休業から復職までの社内ルールを明確にしておくことが必要不可欠です。
メンタルヘルス対策促進員が事業場へ行き、「職場復帰支援プログラム」の作成支援等を行うとともに、精神科専門医等による多角的検討の支援を実施しています。
- 3 管理監督者教育への講師派遣
メンタルヘルス対策促進員が事業場へ行き、事業場の管理監督者の方々に、メンタルヘルス対策を進める上で必要な「管理監督者の役割」や「管理監督者の取組事項」についての教育や研修を実施します。
(講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。)
- 4 若年労働者教育への講師派遣
メンタルヘルス対策促進員が事業場へ行き、事業場に就労している若年労働者に対し、自殺予防等のためのセルフケア教育や研修を実施します。
(講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。)
- 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援
平成27年12月より施行が義務付け(従業員数50以上の事業場のみ)となったストレスチェックとは、事業主が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査です。制度がよくわからない、どのように実施したらよいかわからない等の悩みがあれば、メンタルヘルス対策促進員が事業場へ行き入ったあつての支援等を行います。また、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善をどのように行えばよいかわからない等の悩みに関しても支援を行います。
- 6 相談窓口の開設
事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の解決をお手伝いします。
この相談窓口では、メンタル不調等に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対応方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関するご相談をお受けしています。(相談、電話での相談の場合は、事前の予約が必要です。相談員等の出勤予定はホームページでご確認頂けます。)

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス(無料)

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

このサービスでは、インターネットを利用し、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う申請や届出の様式を作成・印刷できる(パソコンのみ可能)ほか、**画面から入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することができます**(パソコン、スマートフォンとも可能)。



労働者数50人以上(パート・アルバイトのほか、派遣労働者も含む)の事業場には、**ストレスチェック実施の有無にかかわらず、毎年、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出する義務**があります。

なお、「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**」は、**令和7年1月1日から、原則電子申請が義務化**されていますので、このサービスをご利用の上、ご報告願います。

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さまへ

21 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限り、以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 事前調査・分析調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります(令和5年10月～、工作物の事前調査のみ令和8年1月～)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム(スマホモ可)で報告することが義務です

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務です
- 石綿の切断等の作業を行うなどの場合、石綿等を湿潤な状態にする、除じん性能付き電動工具を使用するなどの発散防止措置が義務です。

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事	
	建築物	工作物	建築物	工作物
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	●	●	●
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)	●	●	●	●
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)	●	●	●	●
計画の届出(工事開始の14日前まで)	●	●	●	●

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
 ※2 特定工作物の解体工事または改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る
 ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
 ※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る。
 建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出(工事開始前まで)が適用。
 ※5 令和8年1月1日から施行(対象は告示で定められる一部の工作物)。

■ 工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る)

主な規制内容	作業の種類		スレート成形品の除去	
	吹付石綿、保温材等の除去等	板第一種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●	●	●	●
作業時に建材を湿潤な状態にする、電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立ち禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

(R6.4)

令和7年4月1日から

規模・業種にかかわらず対象

22 化学物質リスクアセスメント等の対象となる物質が追加されます

京都労働局 労働基準部 健康安全課

国内では数万種類の化学物質が流通し、危険性や有害性が不明な物質も多数含まれます。化学物質による労働災害は、薬傷、急性中毒のほか、がん等の遅発性疾病も後を絶たないことから、新たな化学物質規制がスタートし、令和6年4月から全面施行されています。

ラベル表示、安全データシート（SDS）交付及び化学物質リスクアセスメントの対象物質は、新たな化学物質規制開始前は674物質であり、令和7年3月時点で896物質でしたが、

- ・ 令和7年4月に約1,500物質に拡大され、その後、
 - ・ 令和8年4月に約2,300物質
 - ・ 令和9年4月に約2,500物質
- まで拡大される予定が既に決定されています。



「新たな化学物質規制」については、以下のページをご参照ください。



① 厚生労働省「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

令和9年4月追加対象物質が、令和7年2月19日に決定されており、中には「次亜塩素酸ナトリウム」のように第三次産業でもよく使用される物質も含まれています。

化学物質リスクアセスメント等の対象物質リストが掲載（令和9年追加の対象物質も掲載予定）されているほか、法令、告示、通達、皮膚障害等防止用保護具の対象リスト・選定マニュアル、講習動画等もあります。



令和6年4月分対象追加物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001039137.xlsx> →

← 令和7年4月・令和8年4月分対象追加後物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>



② 厚生労働省ポータルサイト「職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

化学物質による労働災害の事例、管理の進め方等について掲載しています。

③ 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所「職場の化学物質管理総合サイト ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



化学物質管理の進め方、化学物質管理デジタルブック等の資料があります。



④ 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内「化学物質」のページ

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

化学物質リスクアセスメント支援ツール、モデルラベル・SDS等を掲載しています。

職場における熱中症対策の強化について

「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」



職場における熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
※報告を遅らせるだけでなく、職務巡回やパトロールの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先との連絡先及び所在地等
 ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施する作業」

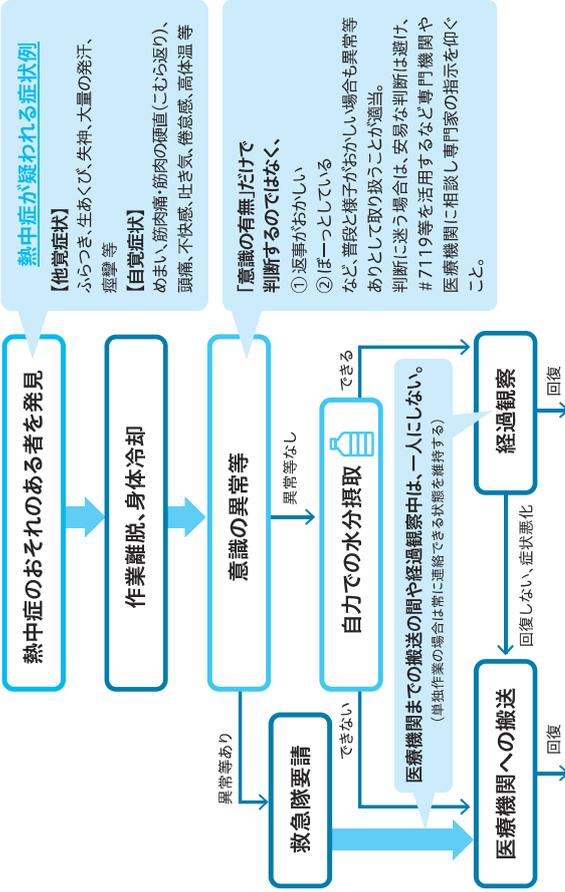
※作業強度や暑衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

